

令和3年 第3回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和3年9月9日（木）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和3年9月9日 午前8時40分宣告		
応招議員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1番 徳永 貴久 2番 林 敬生 3番 藤田 徹也 4番 山上 耕司 5番 宮地 利雄 6番 林 康彦 7番 池本 光章 8番 藏谷 重文 9番 大西 幸江 10番 亀井 文男 11番 濱田 高嘉 12番 池本 興治 13番 寺下 満憲 14番 前田 省二	
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 健康福祉部長 産業建設部長 消 防 長 総 務 課 長 健康推進課長 産業振興課長 建 設 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 公営事業課長 教 育 課 長 海 光 園 長 消防防災課長	上村 俊之 河端 光法 高橋 典子 杉田 和房 大本 一明 越智 康浩 濱田 将典 今井 稔 池本 雅則 山本 勝幸 山本 九十九 黒瀬 知貴 田房 良和 荒井 健彦 梨木 善彦 角濱 信夫 森本 和義

議員・職員以外で会議に出席した者		上島町代表監査委員	森 本 英 隆
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2	議会事務局 局 長 議会事務局 係 長	蓼 原 洋 樹 田 房 聡 子
町長提出議案の題目	1 報告事項 令和2年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について 2 令和2年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について 3 令和2年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について 4 令和2年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について 5 令和2年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について 6 令和2年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について 7 令和2年度上島町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について 8 令和2年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について 9 令和2年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について 10 令和2年度上島町農業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について 11 令和2年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について 12 令和2年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について 13 令和2年度上島町浄化槽事業会計歳入歳出決算認定について 14 令和2年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について 15 令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について 16 令和2年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について 17 令和2年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について 18 上島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 19 上島町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例 20 令和3年度上島町一般会計補正予算（第3号） 21 令和3年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号） 22 令和3年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号） 23 令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号） 24 物品売買契約の締結について（スクールバス購入事業） 25 上島町過疎地域持続的発展計画の策定について 26 令和3年度上島町一般会計補正予算（第4号）		
その他の題目			
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）		
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 2番・議員 林 敬生 3番・議員 藤田 徹也		

会 期	令和３年９月９日～９月２４日（１６日間）
傍聴者数	１０名（男 ９名・女 １名）

◎ 開 会

○(前田 省二 議長)

ただ今の出席議員は全員です。なお、本日、消防長が所要のため会議途中の出席との申し出があり消防長が不在の間、森本消防防災課長が代理出席していますので、皆様にご報告いたします。

それでは、ただ今から令和３年第３回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、２番・林 敬生議員、３番・藤田議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第２、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 池本 光章議員、お願いします。

(池本 光章 議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

皆さん、おはようございます。半袖か、長袖にするべきか判断に苦しい時期ではございますが、クールビズという事で今日は半袖で失礼させていただきます。

そしてこの前の議員の運営協議会でマスクの着用の件について少し協議したんですが、こちらの壇上のこれがあるところではマスクを外してしゃべってもらって結構です。

自分の席でしゃべる際にはマスク着用で発言をするよう、お願いいたします。

それでは議会運営委員会の協議結果について御報告いたします。

令和３年第３回定例会の開会にあたり、去る９月２日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日９日から２４日までの１６日間とし、議事日程については、お手許に配布のとおり進めることに決定しました。どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

ます。

(池本 光章議員 降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。ただ今、池本議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から24日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。従って、会期は、本日、9月2日から9月24日までの16日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年7月8日、全国離島振興市町村議会議長会、令和3年度第1回総会がオンライン形式で開催され、議長が参加いたしました。

令和3年7月19日、産業建設委員会による、上島町佐島一般廃棄物最終処分場の視察を行いました。

令和3年7月21日、産業建設委員会並びに総務文教厚生委員会の合同委員会により、今年度末に完成予定となっています、岩城橋建設過程の現場視察を行いました。

本年6月、7月実施分の監査委員からの「例月出納検査報告書」の写しを議員の皆様のお手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、現金保管状況も適正に実施されている旨の報告ではありますが、7月実施分の報告書については、監査委員の意見が付されておりますので、その回答があった分についても併せて配布しております。

次に、地方自治法第199条第7項の規定による「財政援助団体等監査」として、「上島町観光協会」を対象に、監査を実施しており、おおむね適正であったと報告されています。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長からの行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

(上村町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

皆さんおはようございます。

東京オリンピック、パラリンピックでの日本代表選手の活躍は、コロナの影響で沈みがちな私たちの感動と夢、光を与えてくれました。

また、1年延期により、5年間もモチベーションを継続されてきたオリンピックやパラリンピックの精神を、上島町も参考にすべきだと感じました。

本日は、令和3年第3回定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。6月定例議会後の行政活動報告内容について、主な事項のみを報告させていただきます。

最初に、上島町住民、12歳以上のコロナワクチン接種については、9月6日の時点で、1回目が88.9%、2回目が87.3%の実施率となっています。これは愛媛県内20市町中トップの接種割合で、担当課と事前に計画していた上島町の集団接種工程は8月8日に完了し、これらも愛媛県下では最速の対応が出来ました。

この結果は、町民の皆様の御理解と、積極的な御協力をいただいた医療従事者を含むエッセンシャルワーカー、上島町職員の休日を返上しての取組みの賜物であり、改めて感謝申し上げます。2回のワクチン接種は皆さんと家族を守るために効果的な対策ですが、100%完全というわけではありません。接種後も、ブレークスルー感染という事例がありますので、完全に終息するまで、上島町コロナ感染対策本部からの要請事項を守っていただきたいと思います。

また、県から上島町へ要請があったため、8月から1名の保健師を今治保健所へ派遣しています。これは、感染症危機発生時等における職員の併任という制度による支援であり、現在6名の保健師を登録し、派遣期間の延長や増員等、緊急の要請にも即時対応できるよう準備を整えています。上島町の保健師さんは慣れない場所で大変だと思いますが、困っている住民や自治体を助けるのが、上島町役場の仕事ですので、上島町民の代表として、よろしく願いいたします。コロナ感染については、愛媛県でも第5波が猛威を振るい、8月18日には県内最多102名の陽性者が発生しています。その影響は上島町のイベントや会議にもおよび、マンダリンパイレーツの公式戦は開催出来たものの、ふるさと夜市、盆踊り、愛媛県防災訓練等は中止、区長懇談会、成人式等は延期に迫られました。特に、成人式は1月に続いての再延期という事になり、新成人の皆様はもとより、御家族、関係者の皆様には、御迷惑をおかけしています。上島町といたしましては、人生の節目となる大変貴重な機会であり、年末開催に向けて対応しているところでございますので、御理解をお願いいたします。

このコロナからの挑戦は、私たちが次のステップに上がるための試練であり、後世に評価される試金石とも言えます。上島町は町民の皆様と共にコロナに打ち勝ち、活発な経済活動が復活するまで全力を尽くさなければならないと考えておりますので、変わらぬ御協力をよろしくお願い申し上げます。

懸案事項であった株式会社いきなスポレクの社長については、8月2日の臨時株主総会と、その後の役員会において、上島町長である私が就任する事になりました。

社長就任後の経営会議において、株式会社いきなスポレク経営の新たな方針を伝え、黒字に向けての集客増加と経費節減などを目標として確認しましたが、4年前に保有していた2,700万円の預金が無くなっていることも判明しました。社内監査を受けていたにも関わらず帳簿やその実施内容も不透明でずさんな点が多くあるため、今後は、新たな監査役の元で、町民の財産を守るための厳格な精査を実施してまいります。

また、コロナの影響により、緊急事態宣言地域が拡大した事を初め、愛媛県が8月11日より感染対策期に移行、20日からは、蔓延防止等重点措置に適用された事などから、合宿予約が軒並みキャンセルとなり、8月と9月だけでも11件、約520万円の収入が無くなるなど、運転資金にも大きな影響が出ています。上島町からは、令和2年3月と4月に合計2,600万円の借入れが残っている事もあり、経営を引き続いた時点で厳しい状況ですので、以前の健全経営状況に戻すには、数年の期間が必要であることは明白です。今後、困難な経営が待ち受けていますが、上島町の財産でもある、この施設を維持発展させる事が、社長の課題であり、そのためには、経営改革などの対策に全力を尽くしてまいりますので、町民及び議会の皆様方には、今まで以上の御理解と御支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、毎年7月、上島町の懸案事項を来年度の国の予算に反映させるため、8月末の国の予算の概算要求締切りに合わせて、担当省庁や、愛媛県選出国會議員に向けて実施している上島町重要施策の要望活動ですが、東京都の緊急事態宣言の再発令により、直接実施出来なかった事から、前田議長との連名により、郵送にて提出いたしました。

その要望内容は、1、離島航路の指定緩和について、2、離島医療の充実について、3、離島における燃油等の格差是正について、4、歴史文化遺産の調査や保存について、5、島内道路における道路構造物整備について、6、関係人口制度の確立について、7、断水への備えに対しての支援について、8、地方創生の実現に向けた実効性のある支援について、9、水産業振興への支援について、10、公営住宅への入居基準の緩和について、11、上島架橋全線開通後のまちづくりについて、であり、特に今回は水産業振興への支援について、公営住宅への入居基準の緩和について、上島架橋全線開通後のまちづくりについてなど、上島町の特徴を生かした持続可能なまちづくりに関する事項を新たに加えています。

また、歴史文化遺産要望については、中世の荘園である弓削島荘遺跡を国の文化審議会が国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申し、秋には正規決定する方向になっています。

この場をお借りして、総合調査事業指導委員会で委員長を務められた松山大学の元教授、山内先生を初め、長年にわたり、御協力いただいている関係者の皆様に、心から御礼を申し上げます。今後は、天皇陛下の皇太子時代における講演の記録を取りまとめた「水運史から世界の水へ」という書籍にも頻繁に記述されている上島町を、歴史や文化の面からも世界に発信していきたいと考えています。

続いて、上島町の財政状況ですが、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する四つの指標の中に、借金返済額の大きさと、資金繰りの程度を示す実質公債費比率があります。上島町の実質公債費比率は、元利償還金の減により、単年度比率では0.4%減少しましたが、3か年の平均値で表す令和2年度の比率は、12.9%となり、前年より0.6%の増加となりました。これは令和元年度をピークに、公債費の割合が高いことが要因ではありますが、早期健全化基準である25%は下回っています。

また、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率については44.9%となり、前年より0.7%の増加となりました。これは地方債の現在高は減少したが、基金の残高も減少している事等が要因となります。ただ、こちら

も早期健全化基準である350%を大きく下回っています。

これら国の地方公共団体財政の健全化に関する法律に基づき、健全化基準比率を算定したところ上島町は、いずれも悪い水準ではありませんが、今後も国の基準を下回るよう、しっかりと財政運営を行ってまいります。なお、上島町個別施設計画の中にもある、今後見込まれる施設維持管理、更新にかかる費用については、平成16年の4町村合併前に建設した建物の更新費用が総額の86%。対して、上島町になって建設された建物の更新費用は14%の割合であり、この数字から合併後の施設計画が適正かつ効率的に推進されている事が分析されます。

次に、本町の一般会計歳入の約半分を占める地方交付税についてですが、8月3日に令和3年度の普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額が総務大臣により決定され、それを合わせた実質的な交付額は、約35億3,300万円と前年度と比較して約1億3,700万円、4.0%の増となりました。

その要因は、基準財政需要額として、地域デジタル社会推進費が創設されたこと、基準財政収入額として、市町村民税の所得割、法人税割が減少したことなどが挙げられます。昨年度に続き2年連続で増加となりましたが、上島町は合併算定替えによる特例措置が令和元年度に終了し、算定基礎となる人口は減少傾向であることから、今後の推移には十分留意する必要があります。上島町の財政運営においては、監査委員からの審査意見書にもあるように、赤字運営会計やへの検討が必要です。一例として、公共下水道会計に大きな赤字が出ているという問題が取り残されたままです。使用料改定については、以前に議会へ投げかけておりましたが、今後も懸案事項の一つとして、取り組まなければなりません。

また、町内には数多くの航路がありますが、一つの航路のみが75歳以上無料である現状は、上島町民にとって不公平であり、その価値感にも、多くの町民から疑問の声が上がっています。さらに、この政策により、民業を圧迫していることも忘れてはなりません。

今後は上島町交通ネットワーク協議会などにおいてしっかりと協議していただきたいと思います。改めて、色を量りていずるをなす事を上島町財政運営の基本とし、痛みを伴う改革を恐れず実行してまいります。

結びに、上島町民の長年の夢であった岩城橋は、来年の3月に開通式を迎えます。このゆめしま海道完成によって、交通手段はもちろん様々な分野において大きな変化が起こります。私は5年前の行政報告において、上島町においては、この豊かで美しい景観を生かした交流の場を広げていくことが大きなビジョンの一つであると考えています。

もちろん、地場産業を支え、福祉や教育を充実させることは基本であることに変わりありませんが、未来への展望も欠かせません。夢を実現させ、世界に認知してもらうには、物語が重要です。幸いにも、上島町には物語の要素である、魅力ある歴史や文化、風土や景観に満ちあふれています。今後とも、上島町民の皆様と一貫性のある物語を描き続け、世界に誇れる品格あるふるさとを、つくり上げなければならないと考えていますと町民の皆さんにお伝えしています。

この瀬戸内の島々である上島町は世界に誇る景勝地であり、世界のサイクリストや観光客も注目しています。

今後は上島町民の皆様と岩城橋が加わったゆめしま海道を軸としたまちづくりを進めてまいりたいと思います。

本日は決算認定16件、補正予算4件、その他4件、計24件の議案を上程しております。個々の議案につきましては、それぞれの時点で御説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

(上村町長、降壇)

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

これで行政報告は終わりました。

続いて、日程第5、一般質問を行います。

一般質問を通告されております議員の皆様をお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は会議規則どおり3回までいたしますので、質問項目毎に行ってください。また、個人名等、個人情報には十分注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめた上でされますようお願いいたします。以上、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は5名です。

それでは、初めに藤田議員の質問を許します。

(藤田議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

議席番号3、藤田徹也です。

本日は、「太田地区、災害発生に備えた緊急避難場所経路の整備を」ということで質問させていただきます。

現在、34世帯、58人が住む太田地区は、平均年齢67歳と高齢化が進み、徐々に限界集落に近づいてきています。

また、近い将来起こりうると予測される南海トラフ地震、それに伴う津波、世界規模で起きている海水温の上昇による台風の大型化。これは雨、風ともに強く、異常な高潮をもたらしています。これに加え、近年、猛威を振るう線状降水帯を伴う集中豪雨など、上島町においても、3年前の豪雨災害をはじめ、自然災害の脅威は顕著になってきています。

高齢化と予測されるであろう自然災害との関連を重視した施策については、町も十分考慮してくれていると思いますが、太田地区緊急避難場所までの経路について、緊急を要する人、或いは物資運搬などには、せめて軽自動車を通れる道路整備が必要だと思いますが、町はどうお考えかお示ください。

また、災害時において、他地区内の道路浸水、塀の倒壊などにより緊急避難場所が孤立する可能性があるため、峠を越える道路整備が併せて必要であると考えますが、町はどうお考えかお示ください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

(上村町長、登壇)

藤田議員にお答えいたします。

藤田議員の質問箇所は、平成28年11月末に太田地区から太田集会所から弓削商船方面の法面、路肩の損傷が激しく、通行者に危険を及ぼす恐れがあると理由から、改修整備の要望があり、平成30年度以降に測量を実施し、改修工事を行う計画であると、上島町から回答文書を出しておりました。

また令和元年度に、町道太田寺道線の幅員が狭くなっている峠付近から、太田集会所までの約110メートルの測量設計を実施し、路肩の補修及び一部山側法面の保護、幅員を3.0メートルとする改良工事を計画していましたが、予算化には至っておりませんでした。

しかし、この計画実施により、弓削商船正面玄関側の県道から、太田集会所までの車両での進入が可能となる見込みであり、災害対策工事としての有効な対策ですので、早急の実施すべきであると考えています。

また、太田側からの車両進入についてですが、現況の道路は急勾配で困難な状況ではありますが、避難道や物資運搬経路として整備すべきであると考えています。

なお、道路整備につきましては、用地確保が前提となり、太田地区の皆様方の御協力が必要であることを御理解いただきたいと思います。以上です。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

はい。ありがとうございます。

太田地区緊急避難場所の経路整備ができることにより、緊急避難場所の意義が高まり、その機能が発揮されるものと思います。重ねて、町の早急な対応を要望いたします。よろしくお願いいたします。

さて、道路整備に関連しますが、建設課及び産業振興課において、各現場での作業活動がよく見受けられ、地域住民の評価も受け、日々の積み重ねが災害に強いまちづくりに反映されると思いますが、県道、町道、河川、水路、農道、林道、急傾斜地、護岸、防波堤など、定期的な見回りにより危険箇所、或いは整備を要する箇所の洗い出しを進め、整備箇所の優先順位を決定し、計画に基づいて確実に予算化され、その上に、災害に強いまちづくりがなされるものと思いますが、限られた財源の中で、町はどのように優先順位を決めているのかお示してください。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) 山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長)

公共工事が、国費がつかない単独事業につきましては、各地区からの要望を受け、事業実施に向けて測量設計をその都度行っております。

事業の採択の決定としましては、地域性、緊急性、財源などを考慮しながら、順次実施しております。以上です。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員)

ありがとうございます。

最後に、町民の生命と財産を守る観点からも、各担当課のより一層の活躍を期待いたしまして、私の質問を終わります。

(藤田議員、降壇)

○(前田 省二 議長) これで藤田議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長) 続いて、寺下議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

○(13番・寺下 満憲 議員)

議席番号13番、寺下満憲です。

住民と日本共産党を代表いたしまして、質問をしてみたいと思います。

第1問目として、上島町循環型社会推進ビジョン策定業務が行われましたが、その後の状況はどのようなになっているのか。このことについて質問をしてみたいと思います。

上島町では、2019年に循環型社会推進ビジョン策定委員会を設置をしました。ごみ処理に関わる循環型社会の在り方を委員は先進地を視察し、その後において検討をし、2020年の8月には、ごみ処理方式の提案がありました。

その内容としては、循環型社会に即応したごみ処理の在り方。一つといたしまして、ごみは未利用資源ととらえ、再資源化を図る。二つ目として、ごみの合理化による減容とコストダウンの達成。三つ目といたしまして、焼却せず環境負荷を低減していくこと。いわゆる二酸化炭素の排出量の削減であります。4番目といたしまして、持続的な経済活動による住み続けられる心豊かな上島町の形成を、このことを基本に、ごみを焼却方式からバイオ技術を取り入れた新廃棄物の処理方式の採用が提言されましたが、その後の方向づけとしては、どのようなになってますか。答弁を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

寺下議員にお答えいたします。

令和2年、2020年8月の宮脇町長時代に、循環型社会推進ビジョン策定委員会から、新たなごみ処理方式として、可燃ごみを現在の焼却処分からバイオ技術により資源化し、再利用すべきとの提案があったようですが、その後同じ年度内の宮脇町長時代に、廃棄物処理5か年計画である、上島町ごみ処理基本計画が作成されています。

その計画内容は、中間処理の方法は現行の処理方法、焼却方式を継続させるものとし、ごみ量ごみ質の変化に対応しながら、現状どおりの高度な公害防止対策を図りますとなっています。

また令和2年、2020年と令和3年、2021年にも、その年度の上島町一般廃棄物処理計画に、前年同様の焼却処理方式で実施すると告示されています。

循環型社会推進ビジョン策定委員会からの処理提案は、上島町内から排出される一般廃棄物の量や質に適しておらず、運搬や設備の経費も割高になるため、宮脇町長時代からの最終判断どおり、今後も上島町一般廃棄物処理計画と、上島町ごみ処理基本計画に沿って進めてまいります。

ただし、プラスチックごみのリサイクル化やカーボンニュートラルなどを含むSDGsについては、国が上島町を離島枠として除外する可能性もありますが、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

上島町のごみ処理方式については、昨年3月と5月に、担当職員や担当課長が辞職せざるを得なくなるなど、理事者などによる強引で恣意的な動きがありました。昨年の5月に後継いだ課長へは、このごみ問題については関与しなくてよい。宮脇町長と副町長が直接対応する、との指示が出ていたので、私への報告が十分ではありませんでした。

今回改めて確認したところ、廃棄物処理の5か年計画である、上島町ごみ処理基本計画が令和2年度から計画作成されていました。その内容が、私の承認した今年度の上島町一般廃棄物処理計画と、同様であったため、改めて、上島町ごみ処理基本計画を承認し、公表していることも御報告させていただきます。以上です。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。今、町長からの答弁を伺うと、何か、私たち議会人、何をしてたのかなあという感を受けるんですね。すごく矛盾を感じますね。ビジョン策定をしていく中その反面、現在の焼却方式で進める事も謳われている。そしてビジョン策定委員会を設置するにあたっては、私たち議会は、いわゆる町の予算を、ちょっと記憶は定かじゃないですけど、5、6百万の予算を組んで調査策定を進めたはずなんですね。それがこのような結果が今、報告されると、何か議会としては、不思議な気持ちであるだけです。

しかしながら、2015年に国連のサミットにおいて、SDGsが、いわゆる持続可能な開発目標が採択されることによって、宮脇町政は、国は2018年に環境基本計画を法律的に改正し、また県においても、いわゆる国の計画に基づいて、総合性整合性を求めて、上島町もこれに取り組んできたことと思うんですね。

しかしながら、ただいまの答弁では、上島町においては、国から除外されるのではなかろうかという予測がされておりますが、私はこの提案に基づいて、やはり、資源の再資源化を図り、コストダウンを達成し、そして焼却をせずに、環境負荷の提言、また進め続けられる心豊かな上島町を作っていくためには、今後この提案に謳われてる内容を、生かしていかななくてはならないと思うんですが、その点はどのように捉えていきますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。議会報告への矛盾のような事をおっしゃいましたが、私も職員から報告を聞きまして、二つの案が同時進行してたという事に、ちょっと不思議な感覚を持っております。

最終的に5か年計画という事で焼却を基本とした処理方式という方向が決まっておりますので、その方向でいくべき。で、先ほど冒頭にも申し上げましたように、寺下議員のおっしゃるSDGs、このカーボンニュートラルに関してはしっかりと対応していかなければならない、今後の私達の将来へ向かっての義務である、それは分かっております。

先ほどの質問の中にありましたように、ただコストダウンについても大変重要な事でございまして、この町に合った、この島に合った処理方法、一番安くできる方法も、決定事項の一つの要点になると思っております。でございますから、今現在、今年度の方針にも告示させていただいたように、今までの方法である。ただし、プラスチック、あるいはCO2削減については並行して協議していくという事で、御理解をいただきたい、そのように思っております。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

それでは、引き続いて質問してまいりたいと思いますが、現在、上島町クリーンセンターは、運転が開始されてからもうおよそ15年近くを経過して、老朽化も激しく、維持管理費並びに、耐震工事の費用等が含まれながら、経費がかかっているような現状であります、この事についても、新たな方向づけをしていかななくてはならない。

それと併せまして、いわゆる岩城地区にあります瓶や缶のプレス処理施設においても、老朽化が進んでいく事と思われそうですが、こういった点を踏まえて、次世代へのごみ処理の在り方ですね、これをどのように考えていくのか。後ほど、議案の第84号で、上島町過疎地域の維持的発展計画の策定についてが出てくるわけですが、この中において、廃棄物の処理施設について述べられておりますが、限りある資源を有効に利用するために、町民、事業者及び行政が一体となって、ごみの排出抑制、ごみのいわゆる減量化を推進する。

また、上島町クリーンセンター、令和3年度までに、稼働から15年が経過するために、その後の引継ぎ計画及び維持管理、寿命化計画を策定していくことが謳われていますが、先ほどから述べられております、ペットボトル、プラスチック類の在り方とか述べられておりますが、上島町では、上島町においてのクリーンセンターが建設される当時、何でも燃やせる施設的な事がキャッチフレーズになって、分別種が細くなった。もっとも以前は各町村時代は、分別が何種類にも分かれていたが、大ざっぱになった中において、今日、いわゆる先ほどから出ている対処の仕方ですね、いわゆる維持、持続的可能な開発において、どのようにしていくかとなりますと、もう少し細かい分別方式、いわゆる衣類とか、先程から言っているペットボトル、トレイ、そういうのは今、業者任せになっているのを、やはり上島町が住民に対しての啓蒙活動を行いながら、ごみを出さなく削減していく、その方法を進めていったら如何なもんかと思いますが、その点、どのように思いますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

寺下議員のおっしゃるように、今後リサイクルも含めて、分別、有効活用、これは理想的

な案だと思います。

ただ先ほどから申し上げておりますが上島町は離島でございまして、運び出すコストというのが結構かかります。新たに提言された推進ビジョンの策定においても、収集業務の予算は全く同じです。収集に関しては経費は変わらないという、焼却にしても、リサイクルにしても変わらないというような数字で、この計画は出てきております。

私が思うには、先ほど議員がおっしゃったように、個別に収集、分別すると、一括で分別するより経費は、私はかかると思います。何度も行かないといけませんですから、その辺は計画と私の判断の違うところではございますが、その収集経費は同じあるからその先をどうするかという事になろうかと思えます。それと分別収集、先ほど言いましたように、理想的ではございますが、時と場合によっては分別収集はしたけれど、いざ、次の段階になったらまた同じにして、混ぜこぜにして処分するという自治体もたくさん聞いております。もう一つ、燃料にして、有効活用するという案もいろいろ勉強しておりますが、県内の自治体においても、うまくいなくて、結局、燃料にしたものの、別の自治体の焼却施設に持っていったという事例が、今現在ございます。近くの自治体においても、有効活用のリサイクルの計画をしていたところ現実論としてやるとうまくいかないの、結局は焼却施設という計画で進んでる大きな都市があるという事も把握しております。でございますから、上島町は、上島町に合った、適正な処理方法が1番いいと思います。

それと、申し訳ない、長くなりますが、岩城の瓶缶処理につきましては、前も申し上げましたが、弓削地区の大谷に造る時に、瓶缶の処理の機械も一緒に設置しようという案がございました。ただ、瓶缶の処理をする機械が億単位の機械でしたので、億のお金を使うより、今ある岩城の施設を有効活用した方が町民の負担が少なく済むという事で、今現在も岩城の処理場を活用させていただいております。そういった意味で、新しいものを造る時は環境影響調査も要ります。場所も要ります。環境影響調査の中で住民の同意も要ります。様々な問題点も含めて考えなければなりません。

そういったところで、今現在、前任の町長も出してきているように、5か年計画においては今の計画、焼却施設、焼却処理を基本に、寺下議員のおっしゃった分別も混ぜていくと、今後検討してくと、そういう対応したいと思っております。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。小さな自治体ほど、なかなか難しい問題は、御承知のとおりなんです。堆肥化にするにしても、ごみの量的な問題が出たり、固形燃料にするにしても、出来た燃料を売りさばいていく、そういう、今においての難しさは十分承知しておりますので、小さい自治体なり、ごみの在り方をもっともっと議会と共に検討していったらと思いますので、引き続いて2問目に参りたいと思います。

○(前田 省二 議長)

ちょっと、寺下議員、ここで10分間トイレ休憩とりたいと思うんで。途中ですが。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。

○(前田 省二 議長)

はい。よろしくお願いします。それでは、9時45分まで休憩いたします。

(休 憩 : 午前 9時35分 ～ 9時45分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

それでは寺下議員、2問目の質問をお願いいたします。

○(13番・寺下 満憲 議員)

それでは2問目の質問を行いたいと思います。

地域生活の支援事業の拡充という事で質問をしたいと思います。

町では、身体障害者手帳を、交付を受けた難聴児難聴者は、身体障害者総合支援法に基づき、補装具の費用が、いわゆる補聴器の購入費を受けられる制度が整備されています。その一方で、身体障害者手帳の交付の対象にならなかった比較的軽度の難聴の方々への助成がありません。

このことから、近年、児童や言語の発達の機会を損なわれないように、また、高齢者においては、生活の質の向上を鑑み、町による独自の助成的制度を創設しては如何なものですか。このことについて答弁を求めます。

○(大本 一明 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

寺下議員の二つ目の質問にお答えいたします。

身体障害者手帳の交付対象にならない比較的軽度の難聴の方への助成については、18歳未満の方に対しては、「上島町軽度・中等度難聴児補聴器購入助成制度」により、補聴器の購入費の一部を助成しております。

高齢者の方に対しては、現段階では助成制度はありませんが、軽度・中等度の難聴の増加や、町民からの多くの要望が確認出来た場合には、高齢者の積極的な社会参加や地域交流の支援、健康増進及び認知症予防に資する事を目的に、町独自の助成制度の創設を検討いたします。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

はい。ただいま答弁で、検討するという事です。

先ほど課長の、部長ですかね、答弁がありましたように、上島町では、軽度・中度の児童においては、補聴器の購入事業が条項で定められてるんですね。

これ、県知事の指定する医師によってその判断によって、18歳未満の方が対象となるわけではありますが、先ほどから述べられたように高齢者の方からも意見等々があると、導入を

していただけるそうですが、いわゆる中度といっても、40デシベルから60デシベルの方は、いわゆるもう会話が聞きづらい。そして70から80デシベルになると、もう会話すら聞き取れない状況があるわけでありまして。そして、90から110デシベルになると、会話なんて全然聞きとれない。今日においては、上島地域には、75歳以上のいわゆる加齢年齢、老齢化が進む中において、難聴の方増えとる思うんですね。

それと併せて、造船関連企業に勤務した方々においては、いわゆる労災難聴という方々がおられると思うんで、その点をやはり行政の方としても把握しながら、早急に創設をしていただきたい。

そして最前からも答弁の中で言われているように、認知症の方々へのいわゆる意思の尊重ですね。できる限り住み慣れたこの上島町に住んでおきたい、この良い環境で暮らしを続けていきたい、このような思いがある人にとっては、やはり会話が出来ないという事は、人の中に出て行きづらいという面があるね。その観点からも、認識をしていただきたい。

そして併せて、参考までに言いますと、新潟県の方では、認知症や鬱の余病に難聴が認知症のいわゆる、危険因子であるという事が指摘されて、また、厚生労働省の方においては、新オレンジプランですかね、このことによって、認知症対策がなされるようになっております。

そして国際的研究機関である、国際アルツハイマー会議におきましても、難聴は認知症の最大の要因だと述べられていますので、この点含めまして、検討ではなく、すぐに創設をする、このような答弁がいただきたいんですが、その点如何なものでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。検討するというような、私も検討するとか前向きにということは余り行政用語で好きではないんですけれど、改めて申し上げますが前向きにやらせて、具体的に実現するようにさせていただきます。

ただ、私も勉強不足で、今でも年齢にかかわらず、難聴の部分の人については、お医者様の診断があれば、そういう制度を使えと、保険制度を使えという事になっておりますので、その整合性をですね、保たなければならないと思っております。もちろん上島町が新しい制度をつくるにしても、今ある制度で補えない、こぼれる部分を上島町が対応しなければならないので、今、担当部長が申しあげましたようにしっかりと調べて、その上で実現の方向に向かわせていただくという事。上島町が行うにしても、最終的にはやっぱりお医者様の診断が必要であるという事、それも御理解いただきたいと思います。

○(13番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。寺下議員。

○(13番・寺下 満憲 議員)

最前、言いましたように、いわゆるもう中等・高等・いわゆる重度、これはやはり医師の難聴レベルの検査に基づいて出てくるものでありますから、やはり医師と、診察を受けながら行っていかなくてはならない、それは当然の事だと思います。

そして参考までに、ちょっと申し上げておきますけれども、いわゆる全国には1, 718自治体ですかね、そのぐらいあると思うんですけど。その中において、今43の自治体が、難聴のいわゆる補聴器の助成制度を創設しておりますので、そういった点も踏まえまして、取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、終わりますので、なるべく早い時点で、創設をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

(寺下議員、降壇)

○(前田 省二 議長) これで寺下議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長) 続いて、濱田議員の質問を許します。

(濱田議員、登壇)

○(11番・濱田 高嘉 議員)

はい。議席番号11番。濱田高嘉です。本日の一般質問は2問行いたいと思っております。

それでは、1問目から入ります。

魚島の快速船、新造への新聞報道についてお尋ねをいたします。

去る7月28日の愛媛新聞報道によると、魚島と弓削島などを結ぶ航路の維持を目指す魚島航路改善協議会会長、河端副町長、町職員と魚島の住民代表ら委員9名の初会合がせとうち交流館で開催され、老朽化しているニューうおしま2を更新し、新造船を導入する方針を決めた。建造費については、上島町と鉄道建設運輸施設整備支援機構が建造費を負担して新造船を共有し、町が使用管理する共有建造制度を活用する案が示され、賛成多数で承認された。町は8月中に航路の在り方を聞く島民アンケートを実施する予定とありましたが、そこで、次の質問をいたします。

このような事案については、計画の段階あるいは財源の見通しがついた時点で、事前に議会へ報告なり説明等を行うべきではないかと考えます。一つ、新造船は19トンクラスですか。一つ、報道では賛成多数とありましたが、何対何票でしょうか。一つ、島民アンケートが実施され、その結果についても、御答弁お願いいたします。以上です。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智産業建設部長。

(越智産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

濱田議員の質問にお答えいたします。

1番目の御質問については、令和3年3月の全員協議会において、魚島航路改善協議会の概要や航路改善計画の策定について説明させていただいており、船舶建造に当たっては、共有建造制度の活用についても、協議会で検討していくことも併せて御報告させていただいております。

また、先日の全員協議会でも経過報告をさせていただきましたとおり、7月27日に魚島航路改善協議会を設立し、本航路の現状と課題を把握するとともに、問題点を解消する具体的な解決策である魚島航路改善計画を策定しているところでございます。このように議会への経過報告は、適宜適切に対応しております。

2 番目の御質問は、現有船ニューうおしま 2 は、総トン数 5 2 トンです。平成 1 6 年 6 月の就航から 1 7 年が経過し、標準耐用年数の 1 5 年を超えています。安全な航行を行うため船舶の更新は必要であり、更新時期や船体構造、大きさ等の仕様は、利用者の皆様の御意見を参考にしながら、本協議会で協議検討を行い改善計画に盛り込んでいく予定でございます。

3 番目の御質問については、新造船を建造する場合は、全国の離島航路の実績がある国土交通省の独立行政法人である鉄道建設運輸施設整備支援機構、通称 J R T T ですが、との教諭建造制度を活用することについて、採決をとったところ 8 名中 7 名の方が賛成でございました。

4 番目の御質問について、アンケート結果については、集計途中でございます。結果がまとまり次第、協議会に報告し、改善計画の審議資料として活用することとしております。今後も継続して協議会を開催し、航路を利用される皆様の御意見はもちろんのこと、運輸局、愛媛県、財務専門家等の御意見も参考にしながら、協議を重ねていき、魚島航路改善計画を策定する予定でございます。

以上で答弁を終わります。

(越智産業建設部長、降壇)

○(11番・濱田 高義 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

ありがとうございます。それで船の建造につきましてですね、先ほど説明があり今答弁ありましたが、これまでのですね経緯からいって、島民の方々からは、従来の大きさの船をお願いしますと、こういう話は私どもも聞いておりますし、当然行政の方にもそのように要望が上がってきているものと思っております。それが、その方向に行くのであればですね、果たして 5 0 トンの船が必要かどうかと、それは当然大きい方に越した事はないんですけども、これまでの魚島の航路の経営状態といいますかね、実態から申しますとですね、5 0 トンの船を運航して、耐える財政状況に無いというふうに私は認識しております。現在の状況を申しますと、ざっくりですけども、年間 2, 5 6 0 万円ほど運賃収入がございます。その他ですね、経費が大体幾らかといいますと 1 億 4, 0 0 0 万ですね。ざっくりですよ。そうしますと 1 億 4, 0 0 0 万の経費の中で、運賃収入が 2, 5 7 0 万程となれば、これが全体の 1 8 % ですよ。ざっくりですけども。そういう状況にあって、当然国から約 4, 5 0 0 万円、県から 2, 5 0 0 万円の航路の補助金を貰っております。それから、一般会計から 4, 0 0 0 万円以上繰り出していくという状況にあって、今後この航路の売上げといいますかね、運賃収入が、上昇していくのかどうかと。単純に運賃の売上げだけで船舶の大きさを決めてはならないというふうに思いますけども、当然、今後、一般的な話をしますと瀬戸内の航路で正直言って芸予汽船さんと、この魚島さんが 5 0 数トンの船を使用しているというのが実態ではなかろうかと。ほとんどの瀬戸内の航路を走ってる船会社の船は 1 9 トンクラス。これは非常に経費が安いという事があります。また、参考までに申しますと、今治市が運行してます今治から関前あそこは来島海峡を突っ切って走ります。時間的にもそんなに変わりません。大方 4 5 分か 5 0 分ぐらいかかると思うんですけども、ここも 1 9 トンの船で運行し

ております。この船もたしか、先ほどお話があった鉄道建設運輸施設整備支援機構から支援をいただいて、船を建造して走らせているという状況にあります。ですから、ファイナンスといいますか、ファンドは問題ないにしても、今後、この魚島に対して50トンの船を運行していくか、19トンやるかということは非常に難問題でしょうけども、財政的に見ますと、これはもう当然、もう19トンを採用するしかないなど、このように考えております。

そういう状況にありまして、年々、今、1番新しい広報かみじま9月号によりますと、人口が140名というふうに魚島の形になっております。実は、魚島航路に対しまして行政はですね、資料をきちっと作っております。このように令和3年3月作成という事で、魚島船舶事業経営戦略というものを作っております。これは非常に参考になりますし、このとおりでありますし、ただ人口の推移がですね、やはり違うと。今年2021年の3月では、156名いるというふうになってますけども、実際は140名だという事で、10年後も130名いらっしやると、このように統計上なっておりますが、これは非常に難しい数字じゃなかろうかというふうに思っております。そういう観点から、やはり建造するのであれば、大変申し訳ないんですけど、19トンの船を採用していただきたいという事と、それと、島民の方々にも、そのように理解していただきたいと、確かに大きいと走りもいいし、安全でもあるし、それからシケにも強いという事がありますけども、現在の船でも、ちょっと風が吹きつけば、停船といいますかね、運行をやめております。そういう状況にありますので、必ずしも、50トンじゃなきゃならないという事じゃないかと、このように思っておりますしその辺の御見解をお聞きしたいと思っております。

以上です。

○(荒井 健 公営事業課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。荒井公営事業課長。

○(荒井 健 公営事業課長)

先ほどの経営面あるいは経営収入面での御指摘でございましたけれども、確かに、魚島の人口、これから先、恐らく少子高齢化は続いていくものと予想されております。それも含めてこの改善協議会の中で検討し、またしていく予定としております。

また、船の大きさについてもですね、住民の足を生活の足を守るという観点でも検討していく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。先ほど担当課が言ったとおりでございますが、それとこの船を新しくする事については、魚島航路改善協議会が方向性を示していただけるものと、私は理解しておりますので、十分な協議をこの会において、行っていただきたいと思いますと思っております。

ただ、個人的な見解を申し上げますと財政と人の命を比較するべきではないと思っております。魚島航路を御案内のように、大変荒れる航路でございまして、関前航路とは比べ物にもなりません。私は最低でも月に1回は魚島の方に行かしていただいておりますが、特に冬の荒波というのはとんでもない。瀬戸内では考えられない波が立ちます。もうジェットコー

スターに揺られているよう。よくこの波で、魚島の職員、船員は船を動かしてくれてるなというぐらい感謝をしております。同じ事を申し上げますが、お金と人の命は比べられないという事でございます。特に行政におきましては、黒字だからやる、赤字だからやらないというのではなくて、逆に赤字であるからこそ、行政がやらなければならない仕事というのはたくさんございますので、その辺も御理解いただきたいと思います。

○(濱田 高義 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員) はい。

町長の意向、当然私は、その経費とですね人の命を比べて言ってるんじゃないくて、実際はこうですよという事を言ってるだけで、また参考までに言いますとですね。令和元年度の本船ニューおしま2ですね、これの検査修繕費、これが3, 765万円。燃料費、これが年間3, 420万円等々がかかっております。この金額は、運賃よりも高いんですよ、修繕費の方が。1, 000万以上。修繕費も燃料費もそこまでいってないんですよ2, 500万ちょいと。そういう状況の中で、人の命が大事だからといって、私は船を造るなど言ってるんじゃないくて、適正な大きさにしてほしいと。それが他の自治体から比較しても、決して19トンで問題があるとは思いませんので、考え、検討していただきたいと、こういう状況にあります。そういう事を言って。それからですね、2, 500万という運賃収入があると言ってますけども、実はこの中にはですね、郵便のお金とか、郵便の配達と云いますか郵政省からいただいているお金、それから貨物ですね、手荷物等々の収入も入っております。これが大体、700万ぐらいだというふうに記憶してるんですけども。そうしますとね、実際の運賃の収入が1, 900万ぐらいですよ。1, 900万ぐらいに郵政省からいただいている、あるいは荷物を運んでいただいている運賃収入で2, 500万。いう状況にあります。それから、アクシャル1, 800万か1, 900万の運賃の中から約400万円の戻しをしますね。実績そうしますとね、1, 500万ぐらいですよ。たしか魚島の島民は6割の値引きをしております。実質的運賃は4割でございます。そういう状況の中で、実績には弓削、魚島間が760円。定価はですね。それが実績、304円の収入しかないという実態。こういう事も含めてですね、やはり、18%ほどしかないという、総合的に考えてですよ、全体会の経費の比較すると、そういう状況にあるという事実から、この50トンの船は難しいんじゃないかと、こう思っております。もう一度その辺のお考えをお聞きして、この質問を終わります。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

船のトン数に関しては、先ほど申し上げましたように魚島航路改善協議会において様々な観点から協議されるものと認識しております。ただ、先ほど申し上げましたように私の実体験から言っても、今の船より小さくするのは余りにも危険。そのように私個人は思っております。それとその銭金の話とか数字の話ばかり出てきますが、上島町自体が、地方交付税交付金もいただいておりますし様々な国からの支援がないと、要は、大きなところからの支援

がないと、成り立っていない自治体であります。離島であります。その離島の代表者が、採算が合わない事はやめろとか、お金を削れとかという発想は、如何かと思います。その発想になると、私が東京の人間であれば、何、上島町に大きなお金を送ってるんだという事になります。なぜ大きなお金を支援していただいているかという、日本国民として、離島をしっかり守ってくれている、離島も大切である、人口が小さくても少なくても、日本にとっては大変大切な地域であるという事から、国や県も判断していただいていると思っております。そういった観点からも、上島町民が魚島が人口が少ないからといって、生命に関わる部分の財政を削るようなやり方は、私はよろしくない、そのように思っております。

○(濱田 高義 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

2本目に入る前にちょっと一つ、その答弁に対して、協議会検討協議会ですか、そこで結論が出るだろうというニュアンスですけども、この委員の方が全部、魚島出身の方ですよね。町職員と副町長は違うんでしょうと思いますけども、そのように私は聞いております。当然それはですね、大きい方が良いというふうになると思いますので、その辺も考慮していただければと思っております。

それでは2問目にまいります。

来春、岩城橋が供用開始に当たり、第三セクター芸予汽船株式会社の在り方について、お尋ねいたします。芸予汽船株式会社は、昭和62年に周辺航路を運行してきた愛媛汽船、因島汽船と周辺地方自治体によって、第三セクターとして、芸予汽船株式会社が資本金3,000万円で設立されました。株式の比率は、船会社愛媛汽船と因島汽船が66.5%、今治市が15%、上島町は12.5%、尾道市が6%の割合であります。芸予汽船設立から今年で34年が経過し、この間、しまなみ海道全線開通等による、陸上、海上交通体系の著しい変化が生じ、それに対応してフェリーの運行を平成20年6月に廃止した。主力の快速船運航も、開業時は年間約65万人の利用者がいたが、令和2年には7万3,000人まで減少し、快速船も平成22年から赤字で転落、それ以降11年間も赤字経営が継続している事実。第三セクターは既に、あつすいません。継続事実、その赤字が赤字を3団体が税金で全額補填する、親方日の丸的第三セクターは、既に、制度疲労に陥っており、継続運行には、疑問が多く納得は出来ません。近隣諸島の航路との再構築を考えるか、3自治体で取り組むか、上島町単独の自主運営も視野に入れて考える時期ではないでしょうか。何か新しい構想や枠組みがあれば、御答弁をお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

この第三セクターに関しては担当課からお答えしますが、先ほど魚島の方ばかりというお話でしたが、9名中4名は魚島の方ですが、あとは運輸局等々、国や県の方、過半数以上の方が別の魚島地区以外の方ということも、町民の方が誤解したらいかないのでお伝えしときます。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智産業建設部長。

(越智産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

濱田議員の2問目の質問にお答えいたします。今治市、上島町、尾道市を結ぶ芸予汽船は、住民の皆様になくてはならない生活航路として、平成23年度から、1市2町が赤字補てんをしながら運行を維持しています。しかしながら、岩城橋架橋後は、利用者の減少等の影響を受けることが予想されています。このため、3市町及び芸予汽船で構成するワーキンググループ会議を設置して、架橋後の運行便数、ダイヤ等の運行体制について、現状の利用実績や収支状況を踏まえた調査研究を行ってきました。その結果、先日の全員協議会で報告させていただいたとおり、令和4年4月1日から1便減便の7便運行で何とか航路を維持する方針が8月30日に開催された役員会で承認されたところでございます。町といたしましては、新たな構想や枠組みについての御質問でございましたが、現在就航している事業者を活用するとともに、今治市、尾道市とも協力し、利便性と経営の健全性の両面に配慮しながら、交通弱者を守るためにも、住民の皆様になくせない生活航路の維持に努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

なお、先ほどの御質問中に、令和2年に約7万3,000人の利用者とございましたが、令和2年の利用実績は約17万人でございます。以上で答弁を終わり(確認の声あり)17万人です。はい。以上で答弁を終わります。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

先ほどの答弁の中で、17万と7万という数字が違うと10万も違うと大変な事ですのでもう一度改めまして見ますけども、私がいただいた中にはそのようになっております。書類ではそうになっておりましたので、このように申し上げました。

そこでこれもざっくりの話ですけども、運賃の令和2年、運賃の、運賃とか貨物取扱いの手数料といいますかね、これを合わせて約9,400万、経費がざっくりで2億円です。そういう状況にあります。このことを問題にするんじゃなくて、私は芸予汽船の問題がいろいろあったときにですね、岩城橋が開通したらというような話もあったと思ってるんですよ。

それから、最初の質問にも34年が経過して、もうそろそろ役目を終えたんじゃないかというように私は勝手に思っております。それで、赤字になってですね、やっぱりもう11年も続いているという状況にありますので、やっぱりこの辺でどっかで仕切り直さなきゃいけないんじゃないかと。毎年、上島町の負担金、これを払っておりますが、1番最初に払ったのが、平成24年のですけども、これが3,351万1,000円。これが上島町のシェアが74%です。今治市が947万8,000円、これが21%。尾道市が234万9,000円払ってる。同じ船で利用者が、市と市が違いますから何とも言えませんが、これまでも、何でこんなに74%も上島町が払うんですかと、赤字補填するんですかという話があった、利用者が多いからだという話で、そうだなという理解をしてきました。こういう状況が、

先ほど言いましたように、11年続いてると。令和2年度では5,200飛んで4万3,000円。5,000万超えてます。これまで1番高かったのはですね、平成27年の6,384万1,000円です。これも町が負担しております。問題はですね、数字がはっきりしてる24年25年のシェアで言いますと、上島町が74%、あるいは67%という大きなシェアを持ってるという。非常にこれは大変です。これは何とかならないかというような話も、これまでもう何回かいたしました。でもそういう協定書に基づいて、処理してるという事ですね当然だと思いますので、この金額が高い安いという話をするんじゃなくて、今後、同じように、こういう金額が発生すると。まして、岩城橋が完成し3月から稼働して、4月以降も、今、8便を7便に戻すと、するという話がありましたけども、1便減すという減便するという話ですけど、これは確か、協定書の中にですね、もともと、3市町の同意は、原則7便でしたよね。それを、上島町がプラス2便の勘定はうちが持つからという事で、最初は9便で走ってました。途中で1便、先ほど説明があったように減便をし、現在8便、それが来年4月以降は7便。私言わせると、平成21年頃に協定した元々の7便運行になるだけじゃないかと。どこに町あるいは今治市、尾道市が協議し、何を協議してるんだらうかと。本当に7便が必要なのかと。橋が開通したからと橋がつくまでとかいうようなことでいろいろ説明を受けてきましたけども、何ら状況は変わってない。それで、お聞きしますと、先ほど言いましたように、平成2年、上島町は5,200飛んで4万3,000円払ってますけども、尾道市と今治市は幾ら払ってますかね。課長分かりませんか。（「はい、質問の途中」の声あり）これがですね、やはり、60%以上、70%以上なのかどうか。その辺のお答えをいただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○(荒井 健 公営事業課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。荒井公営事業課長。

○(荒井 健 公営事業課長)

先ほどの令和2年の尾道市あるいは今治市の負担額についてですが、今治市が2,200万程度、尾道市が890万程度でございます。割合で計算しますと今治市分が約25%、尾道市が約11%です。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

尾道市が11%という状況にあります。上島町が5,200万、今治市が2,200万、尾道市が890万というざっくりの話ですけど、こういう負担をしてるという事なんですけども、どう考えてもね、うちは高々という失礼ですけども、年間一般会計が64億ですよ。64億のうちの5,200万を負担する。一方、今治市はですね、うちの約12倍、742億、尾道市が9倍の約580億。この金額からね、我々は比較しますとね、本当に今治市にしても、尾道市にしても、負担が少ないですよ、予算規模からいったら。そう思いませんか。何だ、先ほど課長から説明があった。今治市と尾道市の年度別の負担額と教えてほしいという申出をいたしましたけども、これも、議長を通して、要請してほしいと。こういう話ですよ。改めてお願いしますが、私ども手元にあるのが、25年度までの3市町

の契約書といいますか協定書は25年度までいただいておりますがそれ以降いただけてないと思いますので、それ以降の協定書の写しをいただきたいと思いますけど。議長よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

先ほどのその濱田さんの資料請求でございますけども、申し合せ事項にも書いております。個人で必要な場合は、情報公開でとってください。それと、24年に、議運の方からもそういうふうに、報告を受けておりますので、御面倒でも、情報公開制度でとっていただいたらと思いますが。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

そんなことないでしょう。ここで改めてですね議長にお願いしてこの書類が必要だから、

○(前田 省二 議長)

だから個人的に必要なんでしょう。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

個人的じゃないですよ。個人じゃないですよ。私は、14分の1の議員ですよ。

○(前田 省二 議長)

いやいやだから、皆さんが共通共有する事項だったら全員で話し合っ取りますけども、一般質問で、今こういうふうに言われても。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

先日についていうかね、2、3日前にお願いしたら、そのようにお話があったからここでお願ひしてるんですよ。

○(前田 省二 議長)

いやだから、そういう個人的に必要なものは情報公開で1枚何円かするんでしょうけども。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

そんな話はないでしょう。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。議長。一般質問に戻していただけますか。

○(前田 省二 議長) はい。

○(前田 省二 議長)

この問題につきましては後の協議会で話するようにしておりますので。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

先ほど濱田議員からの芸予に対するお考えの中で、芸予、快速船は役割を終えたとは私は勝手に思っているというような発言がございましたが、それはもう個人的な見解として十分にお聞きをしておきます。それと、個人的な見解という意味で、上島町が70数%、今治が20何ぼ、尾道が11というのは余りにもよろしくないというお考えでしたが、これは、このケーブルテレビは世間に流れますし、傍聴の方も今治関係の方もいらっしゃると思いますので、改めて町としての方向性をお伝えしときます。

この%の割合は、上島町のお客様、住民、要は使用割合によって分けられておりますので、

上島町が70%、例えば今治が20%、尾道が10%、全く問題がない。やっぱり使ってる人たちが、地区が負担をするという事で、これはもう以前からの決まり事でございまして、以前からの予算においても、議会から了解をいただいている内容でございます。

それと、私は、今治市が20何%も負担していただいているというのは大変感謝をしています。今治市の中でも恐らく、何でもめったに行かない島にこんだけのお金を負担しないといけないなという意見もあると聞いております。そういった中で今治市も負担していただいている。尾道市も私の会議に出てる中では時と場合によってはもうこの会を脱退しようかというような話もあったりして、そうするとまたこちらに負担が増えてくるという事になるのかなと思いますが、尾道市も今治市も、あるいはその議会も市長さんも、十分に御理解いただいているという事を、上町民を代表して改めて感謝を申し上げたいと思います。

○(11番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。最後にしてください。

○(11番・濱田 高嘉 議員)

今、町長ね私の質問が誤解されてるんでちょっと私が言い方が悪かったのかもわかりませんけども私はそのパーセンテージがね不公平だと言ってないんですよ。1億円あったら、その町、市が、幾ら払ってるかということを知ってるんですよ。その金額が予算、一般会計での予算から考えても、ね、こういう状況ですよと、実態を分かっていたきたいと思って言ってるだけで、おっしゃったように、平成24年に最初に払ったときですね。これも問題がいろいろありました問題っていうか、意見がありました。それから一切ね、今治が少ないとか多いとか、尾道がどうだこうだと言った事は無いですよ。笑い事じゃないですよ。要は、その金額が予算の彼らの町、市、と比較した場合ですね、規模が違う、そこに支払う金額がこんだけ違うんですよという事を分かっていたきたいと思って言っただけの話で、このパーセンテージがね。多い少ないとここで言ってませんよ。最初は言いました。24年度は平成。そういう状況で、余り話してもあれですけども、要は、私どもはやはり、本当に、ただ単純に橋がついたのに、もともとの契約どおりなんですかという、非常に何か進展があっても良かったのになと。あるいは条件変更が起きてもおかしくないなと。今までどおりですね橋がついても、割合がですね、上島町が1番多いのかどうかね。それも含めてですね、少なくとも橋がついたらという事でいろんな形でこの芸予だけじゃないですよ。期待しているっていうか、これまで答弁の中に橋がついたらというような事で、進展は、話があったと思います。一応そういう状況で、私としては芸予汽船についてはですね、やっぱりもう平成21年か22年に同意書って言いますね協定書結んだんでしょけども、それもね、やはりこれ見直す必要があるんじゃないかと。その辺だけお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○(荒井 県公営事業課長) (挙手)

○(上村 俊之 町長) もういい、もういい、質問終わったよ。

○(前田 省二 議長) 答弁なし。

○(上村 俊之 町長) 質問終わったよ。

○(11番・濱田 高嘉 議員) 見直す。答弁ないんですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。上村町長。

○(上村 俊之 町長)

はい。それに関しては今まで答弁した内容のとおりでございます。

○(前田 省二 議長)

これで、浜田議員の質問を終わらせていただきます。トイレ休憩をとりたいと思います。
45分まで、トイレ休憩とします。

(濱田議員、降壇)

(休 憩 : 午前10時36分 ～ 10時45分)

○(前田 省二 議長)

続いて、大西議員の質問を許します。

(大西議員、登壇)

○(9番・大西 幸江 議員)

議席番号9番、大西幸江です。

今日は一つ質問させていただきたいと思います。公共施設の統廃合の目標はという事で質問させていただきます。

先日、公共施設あり方検討協議会が開催されました。この協議会は、平成29年に策定された公共施設等総合管理計画にのっとり、昨年度策定された個別施設計画を踏まえ、上島町が所有する公共施設を今後どのようにするかを協議します。委員には、各地区の区長さんや区長会長さん、議員の代表者、総務部長が出席され、学識経験者として、今治などの公共施設のあり方検討もされた愛媛大学や松山大学の先生方が任命されていました。

まず、公共施設等総合管理計画では、平成27年度末時点で266の公共施設があるとされており、平成29年からの40年間で、公共施設の更新費用が674億円、年平均17億円と試算されています。町としてはこの費用を、財政が厳しいので少しでも縮減と平準化を目標としており、大きく二つの基本方針を掲げています。

1、総量及び配置の見直し。

2、適正な維持管理の推進ですが、現実には、昨年度策定された個別計画は比較的大きな85施設のみとなっており、全体の配置や総量は示されておりません。

また、比較的大きな施設は災害時の避難所に指定されている場合も多く、簡単に統廃合できる状況でもありません。愛媛県下では、既に数年前から公共施設の削減に着手し、財政負担を軽くしており、他市町と比較しても、上島町の公共施設の1人当たりの面積は非常に大きく、地域性を考慮しても削減せざるを得ない状況です。

そこで質問いたします。残り181の公共施設についてはどのように取り扱われるのか。また、最終的な公共施設の数、もしくは財政負担の削減の目標はどのぐらいに決めているのか御説明ください。よろしくお願いします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

(杉田総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

はい。大西議員の質問にお答えします。

まず、昨年度策定した個別施設計画については、総務省が示す個別施設計画の策定のためのマニュアルガイドライン等にも示される、主となる建物の延べ床面積が200平方メートル以上の施設を対象とし、また、公営住宅等、既に長寿命化計画を策定している施設は対象から外して策定し、先日の公共施設あり方検討協議会で一部異論ありましたが、方向性として承認していただいております。御質問の残りの181の公共施設については、比較的財政負担が少ない小さな施設で、状況に応じて対応が可能であり、まずは改修や更新等のコストがかかる施設を先行して管理方針を決定し、更新時期が重ならないようにする事で、財政負担の軽減を図られるものと考えております。取扱いについては、利用状況や、岩城橋開通による旧町村単位の同類施設の見直し等の中で計画に上げるべき施設も、今後の協議の中において検討することとしています。

また、最終的な公共施設の数については、個別施設計画の中では定めていませんが、財政負担の削減目標については、建物を保全し、躯体の耐用年数まで使用する長寿命化型に転換することで、40年間で9億3,000万円のコスト削減を見込み、併せて廃止や統合等により、財政負担の更なる削減が可能となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

(杉田総務部長、降壇)

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい、ありがとうございます。そうなんですね、個別計画は総務省の指導のもと、比較的大きな建物をとということで、85施設のための計画になってるっていう説明はこの間のあり方検討協議会でもありました。ただですね、その85施設は、ここでも有識者の愛媛大学や松山大学の先生もおっしゃってたんですが、避難所に指定されてる場合が多いという事で、なかなか、維持管理の計画はもちろん作ればいいと思うんですけども、統廃合難しいよねという話があって、実際区長さん達からも、これを、私たちの意見で、統廃合を決めるっていうのは非常に難しいと。なので、町の方針を出していただいて、それを話合いのベースに進めていきたいというお話があったんです。実際に。後から区長さんにちょっと話も聞いたら、やはり自分の地区の物を無くすなんていう話は自分達から出来ないとおっしゃってました。それは本当だと思います。別にそれが良いとか悪いとかじゃなくて、それは本当の心情だと思います。実際に、多分、職員の皆さんも、ここにいる議員も自分の地域の建物が無くなる、統廃合するってなったら、どうだろう。それで良くなっているうちに、多分すごく考えるし、困るっていう方も出てくると思うんですよ。なので、この85施設については、多分、維持管理をどういうふうに適切に進めていくかという事で、話合いが、その会議でなされて、順調に決まっていけば、経費もこの先ほど言った9億3,000万円ですか、に到達してい

くものと思うんですが、やはり、少しの経費だから小さい施設を全然ここで考慮しないというふうになると、例えばこの計画を立てるのに1年かかったとしましょう。そしたらその1年の間に小さい施設にも、やはり修繕が起きたり、これはもう駄目だよねというような状況になったりするものも出てくると思うんですね。その時その時の判断でももちろん修繕をかけていくんですが、その修繕費だって、私らが家で、これちょっと直そうか、1,000円とかっていうレベルじゃないと思うんですよ。やはり万単位、もしくはちょっとした工事になったら、10万100万というふうになると思うので、ぜひこの81施設も並行して、何らかの形で検討する会議を開いていただきたいんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。現在個別施設計画の中に入ってる85施設、当然類似の施設も当然ありますので、小さい施設、その辺も併せて、近くにこういう小さい施設がありますよとか、そういうのも併せてあり方検討協議会に諮っていくという事で、当然委員さんの中は、協議会の委員さんは、区長さんもおられます。先ほど大西議員の言われた自分の区ではなかなかやりにくいというような事もありますが、他の区長さん、あと、議員代表の方、それと、当然学識経験者の御意見もいただきながら、利用状況などを見ながら、それと建物の耐久年数とかその辺も見ながらですね、協議会にかけていきたいところと考えているところであります。以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大西議員。

○(9番・大西 幸江 議員)

今おっしゃった類似施設というふうにおっしゃったんですけれども、資料にはもう85施設しか出てませんよね。類似施設をやるんだったら、やはりですね、前作っていただいたこの上島町の公共施設総合管理計画には、一応、ちゃんと施設数、この詳細までは出てないですけど、数まで出てるんですよ。場所もきちんと、こういう地図に落とし込んでね、何がどこにあるかっていうのをこういうふうに、これ分野別に書かれた地図ですけども、そういうふうになってます。こういう物も一緒につけて、何らかの形で、やはりもうちょっと、きちんとした会議を開いていかないといけないと思うんですよ。で、あり方検討協議会で、先ほど類似施設もやりますって言ったけれども、その類似施設っていうのが、言ったら今の85の資料の中に、確か私傍聴に行って資料を、ざっくり見ただけなんですけど、入ってなかったと思うんですね、この状況で。その協議会で一緒に検討してくださいって言うのも難しいと思うんですけれども、その辺はどのようにされるおつもりですか。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

まず、この類似施設と説明させていただきました。これは総務省の指導に基づき、200平米以上という大きな施設、コスト的にかかる、非常にかかるという事で、まずピックアップ

プするというような御指導をいただいております。当然インフラ長寿命化基本計画、国の計画ですが、これに基づき、先ほど大西議員さんが言われた公共施設等総合管理計画を上島町でも作っております。その下で、なおかつ個別施設計画を作りなさいというような御指導もありましたのでこういう計画を作っております。

ただし、例えばこの個別施設計画の中にある集会所につきましても、大きい集会所、面積の大きい集会所が挙げられております。そのような施設を協議する場合には、やはり近くにはこういう小さい集会所もありますよと。その中でどう統合また存続、そういうのを協議していく資料にもなりますのであり方検討会の中では、大きい施設、あと近隣の小さい施設を交えて協議していきたいと、こう考えてるところです。当然地図にも載ってますというような事で、公共施設等総合管理計画には、地図も載っております。個別施設計画もちょっと載ってなかったの、個々の案件を協議する際には、あり方検討協議会の中でも議員さんの説明がちょっと、資料を出してもらえないかというような意見もありましたので、協議会にかけるときには、そのような図面も落として説明したいと考えてるところであります。以上です。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員最後にしてください。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。類似施設で近くの施設は一緒にとおっしゃったんですが、例えばですね大きい集会所が一つあったとして、その近隣の集会所っていうとどこまでも入るんですか。何かね、そういうの全然分からないですよ。近いとか遠いとかっていう感覚的な話だと、結局どこまでが近くて、どこまでが遠いのかっていう住民の感覚は全然分からないですし、個別計画も、作ってから、コロナの関係もあって、なかなかこのあり方検討協議会も開催されませんでしたね。で、もう何年も前から他の同僚議員の方にも言っていたと思うんですけども、もう、前の町村の時からたくさんの施設を持っていて、それ普通なんです。今の上島町になっても更に新しい施設を建ててます。施設を建てれば、維持管理する経費がかかってくるのは普通ですし、古くなれば、壊れるんですよ。古くなった建物は比較的、使わないというような傾向もやっぱり新しい方が便利なんでね。使わないという傾向もあります。

そういうことを踏まえると、大きい施設だけをテーブルの上に出して、あとは、近場の分だけという事ではやはりないと思うんですよ。実際に、今あそこの施設とこの施設は多分使っていないよねっていう施設もちょっと思い浮かぶんですけども、そういう施設も考えると、やはり全部テーブルに出して、実際にここここは近いから一緒に検討しようとか、ていう事からやはり始めないと、実際この公共施設の総合計画にも再三再四書いてますよ、住民の意見を聞くって。住民の意見を聞くのが、区長のイコール意見を聞くだけじゃないと思うんですよ。使ってる人、それから本当に近隣に住んでる方っていう意見も聞かないといけないと思いますし、そういうふうになっていくんだったら、やはりこのあり方検討協議会に出てきていただいている区長さんに情報を集めるような仕組み作りもしていけないといけないと思うんですけども、その点のお考えはいかがでしょうか。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

まず、近隣の施設という事で、例えば個別施設計画の中に挙げられている集会施設につきましては、町が管理してる下弓削中央集会所とかもございます。それに付随し、その近くの集会所といったら弓削島の中の集会所についても、併せて協議していくというような流れになっていくと思います。あと、当然利用状況とか町が把握しているものがあつたら、人数とか数字とか金額とかも上げていきますし、協議会でですね、当然町の職員が、地域の人から聞いている情報とかも、その会で資料提供をして、諮っていくというような事をしていこうと考えております。当然区長さんの意見も、お受けしたいと思いますので、その辺で情報収集とかを受けて収集をしていきたいところと考えているところであります。

○(9番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 大西議員最後です。

○(9番・大西 幸江 議員)

はい。いろいろ、考えていただいたらいいと思うんですけども、やはり住民の意見はきちんと住民を集めるなり、住民に聞き取りに行ってください。今、町の人が把握している内容だけが住民の意見じゃないと思います。というのはやはりクレームの方が多いと思うんですよ、町に言ってくるっていうのは、何とかしてくれとか、ここ困ってるとか。いい意見だって当然あると思うし、それをどういうふうに活かしていくかっていう事を、やはりテーブルに上げて集約していくべきだと思うので、今おっしゃってる内容がいけないというんじゃないくて、もう少し踏み込んで、会議を進めていただければと思いますよろしくお願いします。以上で終わります。

(大西議員、降壇)

○(前田 省二 議長) これで大西議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長) 続いて、林 敬生議員の質問を許します。

(林 敬生議員、登壇)

○(2番・林 敬生 議員)

議席番号2番、林 敬生です。

本日は1件、道路沿いや傾斜地の立木の剪定または伐採を町が実施すべきではないかという件について御質問させていただいたと思います。

道路沿線の立木の枝が、電力通信線に影響をする恐れがあるものについては、電力会社等が定期的に立木の生えている土地の所有者を調査し、了承を得てから剪定を行っています。また、通行の妨げになる立木についても、車両の通行の障害にならない程度に町が剪定をされていますが、上島町内では、その枝ぶりが大きく膨らんだ立木や枯れ松などが多く見受けられます。

昨今の異常気象とも言える長雨や強風の影響で、それらが倒木となり、少なからず町民の財産や生命を脅かすものになりうると考えております。

立木については、生えている土地の所有者のものであり、これらが与える他者への被害の補償についても、所有者の責務となるというのは承知しておりますが、高齢化により、高所

での作業を自力で行えなかったり、世代交代などで当該の土地の所有者が分からなくなり、近隣の方が所有者に連絡をすることが出来なくなったりと、様々な要因により、ただ大きくなりっ放しになっている木々となっています。これらの剪定や伐採を行うには、行政の介入が必要ではないかと考えておりますが、町として、現在、調査、対応の現状は如何なものなのか御説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○(越智 康浩 産業建設部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 越智産業建設部長

(越智 康浩 産業建設部長、登壇)

○(越智 康浩 産業建設部長)

はい。林敬生議員の質問にお答えいたします。

高齢化や所有者不明の雑木が多くなってきており、大雨や強風により通行に支障が出ているのは、町としても承知しております。現在でも、こういった理由により、伐採が出来ないところについては、住民の方や地区の代表者から要望や通報等があった場合には、所有者等を調査し、自力で対応が出来ない場合は、町の方で可能な範囲で対応はしております。県、町道、農林道の主要な箇所におきましては、大雨や強風後には随時パトロールを行い、対応はしておりますが、それ以外の通行量の少ない道路等の調査が対応出来ていないところがございます。今後も、支障があるところにつきましては、引き続き要望や通報いただき、対応してまいりたいと思います。以上、よろしくお願いします。

(越智 康浩 産業建設部長、降壇)

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。林議員。

○(2番・林 敬生 議員)

はい、ありがとうございます。

町道、道路ですね、沿線につきましては、御回答いただいたとおり、対応なされてるところと、私ども道路を使うものとして実感を込めて承知できるわけですが、例えば民家の裏手の急傾斜地の崖崩れ対策を施したものの上部ですね、に生えている木々はどうでしょうか。

随所にその枝ぶりが施されたフェンスを大きく乗り越え、民家の上に張り出しているものも見受けられます。(写真を見せながら) こちらはちょっと、見てもろたら分かるんですがこういった形で、急傾斜地フェンスその上にも木々のほうがですねフェンスの高さよりも3倍も4倍も高くなっている。こういったものがもし倒れてくれば、こういった民家にですね直撃する、そういった恐れがあるのではないかと考えます。一定の高さに木々になる事がですね、期待され、要はこれが土留めになるという事で、そういった面もあり、樹木に対して対応が遅れているというところもあるかと思いますが、昨今では、大きくなり過ぎた街路樹、その他街路樹などがですね、根本から倒れるという強風なんかで倒れるという被害が報道されるなど、倒れる、倒れない木は無いと言わざるを得ないという現状にあると思います。という事は急傾斜地の上の樹木がですね、民家の上に倒れてくるというような最悪のシナリオが想定できるのではないのでしょうか。

また、道路沿線の樹木につきましても、通行の妨げになる範囲、高さだと大体4メートル

車が大体4メートルという事なんで4メートル程度であるかとは思いますが、そういった部分については枝打ちされますが、（写真を見せながら）こういった形でですねどんどんどんどん張り出してトンネル化してしまっているっていう樹木も見受けられています。そういったところ、これらの要因としては、生活スタイルの変化という事でいわゆるガスの普及ですね、50年ほど前だとは思いますが、そういったものにガスの普及により、薪を燃料として使用しなくなった事で樹木の伐採っていうものが行われてなく、山林の放置がされていると。コロナ禍の昨今ですね、1人から家族単位での少数で行うキャンプの流行などもあります。その際には薪をする風景などがですねテレビでもよく見受けられます。伐採された樹木を薪として利用するといったようなですね、配慮したそういった事に配慮した政策があっても良いのではないかと私は思いますが、如何なものでしょうか。現存する制度には正直該当するものが無いというのは私も存じておるつもりです。今後の町政のですね取組みとしてどのように考えていかれるのかという事を、できれば町長にお答え願えたらと思いますがよろしく願いいたします。

○（上村 俊之 町長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい。林議員。

○（上村 俊之 町長）

現在でも自らの土地や樹木などの環境整備や管理は自ら行い、地区が活用する土地については地区が自主管理することが原則ではあります。しかし現状では、管理が不可能な区域が発生しているのも現実です。林議員の御意見のとおり、行政が介入しなければ解決出来ない現場も出てきておりますので、廃屋対策等と同様に、行政による伐採等の仕組みも考えなければならぬ時期に来ていると考えております。今後、その仕組みについては、国や他の自治体を参考にし、離島ならではの内容を協議してまいります。そして先ほどのご質問の中にもありましたように、樹木が覆いかぶさってきてる。昔でしたら、おいおいあんたとこの山の木が、ああなっとるけん何とかせよという話で解決していた、それが今ほぼ不可能でございます。持ち主さえ島の中にいないという状況でございますので、その辺はできる限りの範囲で、町がお手伝いをさせていただきたいと思っております。

それとまさに私もこの答えで言おう思うよったんですけど、伐採した木をどうするかというところにも考えを及ばさないといけないと思っています。業者がやるとイコール産業廃棄物になってしまいますので、かえって経費がかかって、上島町の財政を圧迫する恐れがありますが、業者がやったとしても、今本当におっしゃっていただいたように、キャンプ等々の薪の燃料にする方向に持っていけば、リサイクルも含めた一般廃棄物の対応にもできると思いますので、その辺も、今申し上げたように、どういう仕組みが考えられるか、やっていきたいと思っています。これにつきましては、切った木をどこに置くか、広いスペースも必要でございますので、その辺の、今日ではありませんが、御提案もいただければ、どこかにあればですね、当然町の土地が一番いいんですが御提案もあればお願いしたいと思っていますのでございます。

そしてもう一つ、冒頭に町の職員がパトロール等々しております。特に大雨が降った後などは、もう自主的に回ってくれております。もう一つ加えると、雨の降ってる最中でも、担

当課の職員は車で回っております。これは私が指示をしている事ではありません。一生懸命に見てくれておりますが、なかなか気がつかない場所もありますので、どうか、林議員等々含め、ここここが大変な事になつとるぞというような御提言もいただければありがたいと思っております。

○(2番・林 敬生 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。林敬生議員。

○(2番・林 敬生 議員)

はい、ありがとうございます。ぜひ取組みを続けていただきたいと思います。

最後になりますけど人生にはですね、三つの坂があると言われております。上り坂、下り坂、あと一つ何だと思われませんか。町長、難しいとは思いますが、ダジャレには聞こえるかもしれませんが、「まさか」ですね。人生においてこの「まさか」っていうのがほとんど悪い方、まさか私の身にはこんな災害が起こると思わなかったっていうような形で起こるのが災害だと私は考えております。まさかが起きない、また、まさかに備えた町づくりっていうのをですね、今後お願いして、質問を終わらせていただいたらと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

(林 敬生議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで林 敬生議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります

日程第6、報告事項

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第6、報告事項第5号、「令和2年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告をお願いします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

それでは、「令和2年度上島町町財政健全化判断比率及び資金不足比率について」報告いたします。本制度は、地方公共団体の財政破綻が住民の皆様の日常生活に重大な影響を及ぼすことから、法律で議会に報告する事が義務づけられたものです。

これから、資料に沿って報告させていただきます。参考資料の1ページをお開きください。

本様式は、財政健全化判断比率の状況をあらわす四つの財政指標をし表示しております。

財政赤字比率と連結実質赤字比率が―(ハイフン)で表示されていますが、これは本庁で赤字が無かった事を表わしています。実質公債比率は12.9%、下の表の、国が示す早期健全化基準25%や地方債を借り入れる際に、県の許可が必要な団体となる18%を大きく下回っております。将来負担費比率は44.9%、早期健全化基準の350%を大きく下回っています。この四つの指標について、二つの指標で赤字が無い事、残る二つの指標で基準を大きく下回っている事から、財政運営上健全な数値であったと言えます。

2 ページ目をお願いいたします。こちらは、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況を一覧で表示しております。

一般会計、特別会計企業会計の実質収支額を表示しておりまして、左側の中段あたりの実質赤字比率がマイナス 1. 13 %、右の右側の下、下段のあたりの連結実質赤字比率がマイナス 16. 3 %と、どちらもマイナス数値であることから黒字であった事を表わしています。

3 ページをお願いいたします。こちらは、実質公債費比率の状況を表示しております。

実質公債費比率は、3 か年の平均値を示すものでございまして、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間の数値中段右側の実質公債費比率にあります通り、上島町は 12. 9 %となりました。

その左側にある単年度の実質公債費比率をごらんください。令和 2 年度の単年度の実質公債費比率は約 13. 1 %で、前年度と比較して 0. 4 %の減となっています。これは主に左上にある、①、元利償還金の減。⑬、普通交付税の額が増額となったことが要因です。

4 ページ目をお願いいたします。こちらは、将来負担比率の状況を表示したものです。

本町における将来負担比率は、下段の計算式によって求められます。計算式の上段、分子の額については、将来負担額 A が、上段の将来負担額の合計額、充当可能財源等 B が、中段の充当可能財源等の合計額となります。分母については、令和 2 年度標準財政規模から令和 2 年度に公債費などとして、普通交付税に算入された額を差し引いた額となります。

その結果、令和 2 年度の上島町の将来負担比率は 44. 9 %、昨年度と比較して 0. 7 ポイントの増となっています。これは中段の充当可能財源と基金保有額の減少などによるものです。将来負担比率が 100 % 以下であるという事は、将来に対する負担を現年度の歳入で賄えるという意味からも健全であると思って言えます。

5 ページ目をお願いいたします。こちらは公営事業会計に係る資金不足等の状況を一覧であらわしています。

上島町では、法適用企業が上水道、法非適用企業が簡易水道、公共下水道、農業集落排水、浄化槽、船舶事業の各会計が該当となります。法適用企業、③、法非適用企業、⑥の列資金不足、資金不足額、余剰、譲与額の欄が、いずれも整数であることから、資金不足額が発生しておらず、法適用企業④法非適用⑦の列の資金不足比率の欄は全て―（ハイフン）で表示されていることから、資金不足は発生しておりません。

6 ページ目をお願いいたします。令和 3 年 8 月 7 日監査委員の審査を受けまして、本書のとおり審査意見書をいただいております。

以上のように令和 2 年度における上島町財政健全化指標は、全ての項目において基準内であったという結果になっております。しかしながら近年、義務的経費の増加などによって、基金の取崩しが続いておりますので、今後も経営形状等の削減を図りながら、健全な指標を維持できるように努めてまいります。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

以上、報告がありました。これで報告事項を終わります。

続きまして、議案の審議に入ります。

日程第7～第22 議案第61号～第76号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第7、議案第61号、「令和2年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第22、議案第76号、「令和2年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案16件」を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第61号、「令和2年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第22、議案第76号、「令和2年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案16件」を一括議題といたします。

それでは、議案第61号から議案第76号についての提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

それでは、議案第61号、「令和2年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第76号、「令和2年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

なお、決算の内容につきましては、中濱会計管理者から説明いたします。

○(中濱 淳一 出納室長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。中濱会計管理者。座ったままでは、はい、はい。

○(中濱 淳一 出納室長)

ただいま議長から、自席での発言をお許しいただきましたので座って説明させていただきます。

それでは、今回提出させていただきました上島町の16会計の決算につきましては、予算決算委員会に付託され御審議いただく予定をいただいておりますので、私の方からは、当該年度分、全体の収支の結果をあらわした実質収支に関する調書で、各会計の概要、概要を説明させていただきます。

また、地方自治法第233条第5項の規定により、主要な施策の成果に関する説明書を併せて提出させていただきましたので、御参考にしてください。

それでは初めに、一般会計について御説明いたします。

決算書の210ページをお開きください。

はい。地方交付税が、歳入全体の44.9%を占めた、歳入総額82億2,023万7,060円に対しまして、歳出総額81億240万9,290円で、歳入歳出差引き額は1億1,782万7,770円となりましたが、このうち、10ページ11ページに記載しています。22件の繰越し事業に係る財源7,269万9,000円を控除した実質収支額は4,

5 1 2 万 8, 7 7 0 円となっております。

次に国民健康保険事業会計について御説明いたしますので、2 3 2 ページをお開きください。

一般会計から、歳入全体の9. 4 %に当たる9, 0 0 0 万円を繰入れ、さらに、国保財政調整基金6 0 0 万円を取崩した歳入総額9 億5, 9 4 1 万 8, 3 1 6 円に対しまして、歳出総額は9 億4, 2 3 5 万 2, 3 2 7 円で、歳入歳出、差引き額は1, 7 0 6 万 5, 9 8 9 円となっております、実質収支額も同額であります。

次に国民健康保険診療所事業会計について御説明いたしますので、2 4 6 ページをお開きください。一般会計から歳入全体の4 8. 6 %に当たる2, 3 6 0 万円を繰入れた歳入総額4, 8 5 7 万 3, 8 4 9 円に対しまして、歳出総額は4, 7 7 7 万 2, 8 2 2 円で、歳入歳出差引き額は8 0 万円 1, 0 2 7 円となっております、実質収支額も同額であります。

次に、僻地出張診療所事業会計について御説明いたしますので、2 5 8 ページをお開きください。一般会計から歳入全体の2 3. 7 %に当たる1 4 0 万円を繰り入れた歳入総額、5 9 0 万 7, 1 8 1 円に対しまして、歳出総額は5 2 1 万 9, 4 5 4 円で、歳入歳出差引き額は6 8 万 7, 7 2 7 円となっております、実質収支額も同額であります。

次に後期高齢者医療事業会計について御説明いたしますので、2 7 0 ページをお開きください。一般会計から歳入全体の2 9. 5 %に当たる4, 2 6 0 万円を繰入れた歳入総額1 億4, 4 3 2 万 9 円に対しまして、歳出総額は1 億4, 3 2 0 万 3, 1 3 9 円で、歳入歳出差引き額は1 1 1 万 6, 8 7 0 円となっております、実質収支額も同額であります。

次に、公共下水道事業会計について御説明いたしますので、2 8 8 ページをお開きください。一般会計から歳入全体の7 1. 5 %に当たる2 億6, 0 0 0 万円を繰入れた、歳入総額3 億6, 3 4 0 万 7, 6 0 1 円に対しまして、歳出総額は、3 億6, 0 6 2 万 1, 9 3 0 円で、歳入歳出差引き額は2 7 8 万 5, 6 7 1 円となりましたが、このうち、2 7 4、2 7 5 ページに記載しています2 件の繰越し事業に係る財源1 4 2 万 7, 0 0 0 円を控除した実質収支額は1 3 5 万 8, 6 7 1 円となっております。

次に、簡易水道事業会計について御説明いたしますので、2 9 8 ページをお開きください。一般会計から歳入全体の8 5 %に当たる4, 5 0 0 万円を繰入れた歳入総額5, 2 9 5 万 2, 5 3 6 円に対しまして、歳出総額は5, 2 1 4 万 2, 8 7 6 円で、歳入歳出差引き額は8 0 万 9, 6 6 0 円となっております、実質収支額も同額であります。

次に、CATV事業会計について御説明いたしますので、3 1 2 ページをお開きください。一般会計から歳入全体の2 8. 7 %に当たる1, 4 9 0 万円を繰入れた歳入総額5, 1 9 5 万 1, 7 1 7 円に対しまして、歳出総額は5, 0 8 3 万 1, 9 8 9 円で、歳入歳出差引き額は1 1 1 万 9, 7 2 8 円となっております、実質収支額も同額であります。

次に、農業集落排水事業会計について御説明いたしますので、3 2 6 ページをお開きください。一般会計から歳入全体の6 9 %に当たる4, 2 0 0 万円を繰入れた歳入総額6, 0 8 8 万 6, 7 5 9 円に対しまして、歳出総額は5, 9 4 6 万 8, 2 6 0 円で、歳入歳出差引き額は1 4 1 万 8, 4 9 9 円となりましたが、このうち3 1 4 ページ、3 1 5 ページに、記載しています、1 件の繰越し事業に係る財源、8, 9 0 0 円を控除した実質収支額は1 3 2 万

9, 499円となっております。

次に、介護保険事業会計について御説明いたしますので、358ページをお開きください。一般会計から歳入全体の19%に当たる1億6,660万円を繰入れた歳入総額8億7,754万3,155円に対しまして、歳出総額は8億6,086万4,115円で、歳入歳出差引額は1,667万9,040円となっております、実質収支額も同額であります。

次に介護サービス事業会計について御説明いたしますので、378ページをお開きください。一般会計から歳入全体の52.3%に当たる2,740万円を繰入れた歳入総額5,243万7,758円に対しまして、歳出総額は5,164万6,220円で、歳入歳出差引額は79万1,538円となっております、実質収支額も同額であります。

次に、浄化槽事業会計について御説明いたしますので、390ページをお開きください。一般会計から歳入全体の82.8%に当たる2,650万円を繰入れた歳入総額3,200万5,094円に対しまして、歳出総額は3,106万5,663円で、歳入歳出差引額は93万9,431円となりましたが、このうち380ページ、381ページに記載しています、1件の繰越し事業に係る財源、7万5,000円を控除した実質収支額は86万4,431円となっております。

次に、魚島船舶事業会計について御説明いたしますので、402ページをお開きください。一般会計から歳入全体の24.4%に当たる3,000万円を繰入れた、歳入総額1億2,286万697円に対しまして、歳出総額は1億2,198万641円で、歳入歳出差引額は88万56円となっております、実質収支額も同額であります。

次に、特別養護老人ホーム事業会計について御説明いたしますので、422ページをお開きください。一般会計から歳入全体の39.5%に当たる1億6,600万円で、さらに特別養護老人ホーム階公園基金、200万円を取崩した歳入総額4億2,011万4,558円に対しまして、歳出総額は4億1,766万5,852円で、歳入歳出差引額は244万8,706円となっております、実質収支額も同額であります。

次に、生名船舶事業会計について御説明いたしますので、438ページをお開きください。一般会計からの繰入れはなく、歳入総額は7億2,152万5,925円、歳出総額は6億6,953万1,582円で歳入歳出差引額は5,199万4,343円となっております、実質収支額も同額であります。

次に上水道事業会計について御説明いたしますので、440ページ、441ページをお開きください。まず、集収益的收入及び支出ですが、収入が2億4,734万9,407円であるのに対して、支出は2億4,079万411円となりました。

次のページをお開きください。資金的収入及び支出では、8,575万7,350円の資金不足を生じましたが、欄外に記載してますとおり、その不足分につきましては、過年度分、損益勘定留保資金などで補填しております。

次のページの損益計算書をお開きください。経営の成績につきましては、1の営業収益と3の営業外収益を合わせた総収益が2億3,034万5,052円。2の営業費用と5の特別損失を合わせた総費用が2億2,612万1,705円となり、422万3,347円の当年度中に純利益が生じました。これに前年度繰越し利益剰余金を加えた結果、当年度末処

分利益剰余金は2億5,677万5,347円となり、右側の455ページの4、剰余金処分計算書の末尾に記載してありますように、全額翌年度繰越し利益剰余金として、計上しております。

なお、446ページから459ページにかけて、貸借対照表、キャッシュフロー計算書及び事業計画書などを添付しておりますので、後ほど御参照ください。

最後に461ページ以降には財産に関する調書及びその他の附属書類を添付しておりますので、こちらも後ほど御参照ください。

以上をもちまして、令和2年度の上島町一般会計、特別会計及び公営事業会計、合わせて16会計の決算の概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、予算決算委員会におきまして、各所管から説明をさせていただきますので、よろしく御審議をいただき、御認定賜りますようお願い申し上げ、私の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

提案理由の説明がありました。

ここで、代表監査委員の森本委員に、監査報告をお願いしたいと思います。

(森本監査委員、登壇)

○(森本 英隆 監査委員)

それでは、決算書の3ページでございますが、令和2年度上島町一般会計、特別会計並びに上水道事業会計の監査の結果を報告いたします。

監査意見書。

地方自治法第233条第2項並びに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度上島町一般会計歳入歳出決算書、特別会計歳入歳出決算書及び上水道事業会計決算者を審査した結果、収支とも正当と認めます。

令和3年8月6日、上島町長、上村俊之様。

上島町監査委員、森本英隆、同じく上島町監査委員、大西幸江。

次に別冊でございますが、審査意見書に基づき、決算の概要について報告をいたします。令和2年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び定額資金運用状況審査意見書の2ページでございますが、最上段にあります通り、全会計の決算総額は、昨年対比115.8%の119億1,677万円となっております。

一般会計歳入につきましては、6ページでございますが、最後のところでございますが、主に、新型コロナウイルス感染症対応関係交付金等による国庫支出金の大幅増によりまして、昨年対比119.8%の82億2,023万円となっております。

歳出につきましては、7ページでございますが、合計で、81億240万円、翌年度繰越し明許費を除くと実質執行率は95.8%で、適正に執行されていると認定いたしました。

次に特別会計の繰入金につきましては、9ページでございますが、9億4,690万円で昨年対比は減少となっております。

基金につきましては、13ページでございますが、土地開発基金の廃止等により、2億5,499万円減少をしております。

続きまして財政構造につきましては、11ページにございます通り、実質公債比率は12.9%、将来負担比率は44.9%で、資金不足比率の資金不足はございません。

財政力指数は0.16で横ばいに保たれております。

続きまして3ページから本決算についての所見及び改善検討事項について記載させていただきましたが、所見1件、改善検討事項7件を提案しております。

所見につきましては、町税である町民税、固定資産税国民健康保険税の徴収率は、前年度に引き続き、納税者の皆さんの御協力により、愛媛県下でも高い徴収率となっております。改善検討事項につきましては、町財政がますます厳しさを増している中、最小経費で最大の効果が上げられるよう、業務委託の内容の精査、事務処理のデジタル化による利便性の向上、特別会計の使用料の見直し等、十分に御検討いただきたく要望いたします。

続きまして上水道事業会計につきましてもございますが、令和2年度上島町上水道事業会計決算審査意見書、5ページの別表1にあります通り、税抜収益的収入決算額2億3,034万円で前年度比5.7%の減収に対し、収益的支出決算額は2億2,612万円で、前年度比、0.4%の増加となりました。この結果、経常収支比率は101.9%と前年度と比べ6.6%減少しましたが、422万円の当年度純利益を得ることが出来ました。

資本的収入及び支出における支出におきましては、2ページの中段にあります通り、税込み8,575万円で、不足する資本的収入額は、過年度分損益勘定留保資金、長期前受金戻入れ及び当年度分、消費税資本的収支調整額で補填をしております。

なお、7ページでございますが、貸借対照表にあります、当年度未処分利益剰余金2億5,677万円は、公共的必要剰余金として翌年度に繰越しされます。

また、最後のページでございますが、経営健全化審査につきましては、資金不足比率はマイナスとなっており、経営は良好な状態と認められます。今後とも、安心安全そして安定的な給水の確保を図るとともに、経営を安定させ、企業会計としての目的が達成されるよう、一層の努力をお願いいたします。

終わりになりましたが、7月27日から8月6日まで、昨年度の決算監査を行うに当たり、お忙しい中、各課長を初め、担当者から格別の御配慮をいただきましたこと、感謝申し上げ、監査報告を終わります。

○(前田 省二 議長)

提案理由の説明並びに監査報告が終わりました。

ここで、森本監査委員には、退席していただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは、森本監査委員、退場してください。

(森本監査委員、退場)

○(前田 省二 議長)

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第61号から議案第76号については、予算決算委員会に付託して審議することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号から議案第76号については、所管の予算決算委員会に付託して審議することに決定しました。 よって、本日ここでの質疑は省略

いたします。

日程第23、議案第77号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第23、議案第77号、「上島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

議案第77号、「上島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について」説明いたします。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、上島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定を整備する必要が生じたのでこの案を提出するものでございます。

条例の内容につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

条例の内容といたしましては、第1条で条例の趣旨、第2条では、条例の適用を受ける条件及び免責額について規定しております。

このうち、免責額につきましては、町長や職員等の職責、その他事情を考慮して政令で定める基準に準じて、給与年額に、町長は6、副町長などは4、消防長などは2、その他の職員は1を乗じて得た額を損害賠償の上限額とするように規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

お諮りします。

ただいま議案となっています議案第77号は、地方自治法第243条の2第2項の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないことから、監査委員の意見及び質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」の声あり）ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号については、議長より監査委員に対し意見を求め、質疑・討論・採決は最終日に行います。

それで、もうちょっとお聞きします。ここで、午前中の審議、終わってよろしいですか。

はい。それでは、ここで、お昼の休憩で一旦休憩に入りたいと思います。

再開は1時からです。

(昼 休 憩 : 午前11時52分 ～ 午後 1時00分)

日程第24、議案第78号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第24、議案第78号、「上島町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

議案第78号、「上島町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。改正内容につきましては、今井総務課長から説明いたします。

○(今井 稔 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。今井総務課長。

○(今井 稔 総務課長)

はい。改正の内容は、半日の従事も可能になり、投票管理者などが交代をした場合の報酬の額についても改正するため、関係規定を整備するものです。

それでは参考資料の新旧対照表をご覧ください。

2分の1ページの第2条に、投票管理者、投票立会人が交代した時の報酬額を規定し、別表に記載されております投票管理者などの報酬額については、衆議院議員選挙や参議院選挙、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費の基準を定めた国会議員の選挙等執行経費の基準に関する法律に合わせて、報酬額の改正を行っております。

なお、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行いたします。

以上簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第24、議案第78号、「上島町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。着席ください。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第25～28、議案第79号～第82号

追加日程第1、議案第85号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

日程第25、議案第79号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第3号）」から日程第28、議案第82号、「令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」の「補正予算案4件」を一括議題としたいと思いますが、ここで、町長側から別紙追加日程のとおり、議案第85号「令和3年度 上島町一般会計補正予算（第4号）」1件が提出されています。これを日程に追加し、追加日程第1を含めた「補正予算案5件」を、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あれば）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第79号、「令和3年度上島町一般会計補正予算（第3号）」から日程第28、議案第82号、「令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」並びに追加日程第1、議案第85号「令和3年度 上島町一般会計補正予算（第4号）」の「補正予算案5件」につきまして、一括議題といたします。

それでは、議案第79号から議案第82号並びに議案第85号の補正予算案5件について、順次説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

はい。議案第79号、「令和3年度上島町一般会計補正予算第3号」の説明をいたします。
予算書の1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億400万円といたします。

第2項の歳入歳出予算補正については、御手元の予算説明資料、令和3年度9月補正予算の概要に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が4,600万円、特別会計は4,720万円で、その内訳は、国民健康保険診療所事業会計370万円、僻地出張診療所事業会計70万円、介護保険事業会計4,280万円となっております。

企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を財源として、新規事務事業の計上及び、既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず地方交付税3億3,988万9,000円、これは普通交付税です。国庫支出金345万円、これは離島活性化交付金等です。県支出金1,378万8,000円。これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等です。繰入金、マイナス3億400万円、これは財政調整基金繰入金です。繰越金マイナス2,500万。失礼しました2,506万1,000円、これは前年度繰越金です。諸収入、2,413万

4, 000円、これは後期高齢者医療療養給付費負担金精算金等です。町債マイナス620万円、これは臨時財政対策債等です。以上4, 600万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、まず1番目として、地方債の補正ですが、予算書の4ページ、第2表地方債補正お願いいたします。

スクールバス車庫整備事業の実施に伴い、教育施設整備事業の増額及び、赤石川緩衝堆積物除去工事に伴い、河川整備事業の追加をいたしました。以上により減額分の総額を、補正前6億8, 200万円から6億9, 300万円に変更するものです。

2番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。1のスクールバス車庫整備事業は、本年度にスクールバスを1台購入することから、専用の車庫を整備するもので、金額は600万円です。

3番目として、主な変更事業につきまして説明いたします。1の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、補助金の追加交付によるもので、金額は1, 000万円です。

4番目として、その他経常投資経費の変更を要するに至りました。

以上で議案第79号、令和3年度上島町一般会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

続いて、本日追加議案として提案させていただきました議案第85号、「令和3年度上島町一般会計補正予算(第4号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2, 200万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正については、御手元の予算説明資料、令和3年度9月補正予算追加分の概要に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が1, 800万円、特別会計及び企業会計である上水道事業が会計の補正はありません。

次に一般会計の補正予算編成は、県支出金を財源として、既定の事務事業を見直しを行いました。財源といたしましては、県支出金1, 800万円、これは愛媛版応援金、県市町連携事業です。以上、1,800万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、1番目として、変更事業につきまして、説明いたします。

1の愛媛版応援金県市町連携事業は、2回目の蔓延防止等重点措置の適用に伴い、事業者への支援として、第2弾の応援金を支給するもので、金額は1, 800万円です。なお、財源は全額県負担となります。

以上で議案第85号、「令和3年度上島町一般会計補正予算(第4号)」の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(大本 一明 健康福祉部長)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。大本健康福祉部長。

○(大本 一明 健康福祉部長)

はい、それでは続いて、議案第80号、「令和3年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出

それぞれ370万円を追加し、7,360万円とします。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので7ページをお願いします。歳入になります。歳出の増額に伴い、4款の一般会計繰入金を360万円、6款の前年度繰越金を10万円増額しております。

8ページをお願いします。歳入になります。1目の業務委託の371万円の増は、魚島国民健康保険診療所の看護師が10月から出産等による特別休暇になることに伴い、不在となる看護費について、派遣委託をするために計上するものです。

9ページの予備費の1万円の減額は端数調整によるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第80号、「令和3年度国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。よろしくお願いします。

続いて、議案第81号、「令和3年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号）」の説明をします。

予算の1ページをお願いします。予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、630万円とします。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので7ページをお願いします。歳入になります。歳出の増額に伴い、3款の県補助金の診療所費補助金を40万円、4款の一般会計繰入金を30万円増額しております。

8ページをお願いします。歳入になります。1款1項1目の業務委託の73万円の増は、議案第80号の説明と同様で、看護師の特別休暇に伴い、看護師の派遣を委託するために計上するものです。

9ページの予備の3万円の減は端数調整によるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第81号、「令和3年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。よろしくお願いします。

続いて、議案第82号、「令和3年度上島町介護保険事業会計補正会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ4,280万円を追加し、9億640万円とします。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので7ページをお願いします。歳入になります。2款1項の国庫支出金、介護給付費負担金現年度分557万5,000円の増、2項の調整交付金現年度分126万5,000円の増、4款の支払い基金交付金現年度分999万円の増、5款の県支出金、介護給付費負担金現年度分645万円の増、及び7款の介護給付費繰入金462万5,000円の増は、歳出における給付費の増額に伴い計上するものです。4款の支払い基金交付金、過年度分232万8,000円の増につきましては、令和2年度の実績により追加交付されるものです。8款の繰越金、1,443万7,000円の増は、繰越額が確定したことにより計上するものです。

9ページをお願いします。歳入になります。2款1項5目、施設介護サービス給付費3,500円の増。次に、12ページ、2款2項2目、介護予防サービス計画給付費50万円の増、また、16ページ、2款6項1目の特定入所者介護サービス費150万円の増。これら

につきましては、利用人数の増加に伴い計上するものです。

17ページをお願いします。4款の介護給付費準備基金積立金587万9,000円の減は、給付費の増額に伴い、積立て額が減少するものです。

18ページをお願いします。7款の国庫支出金等精算返納金1,159万円の増は、令和2年度の実績に伴い、返納するものです。

19ページの予備費の8万9,000円の増は、端数調整によるものです。

以上、簡単ではございますが、議案第82号、「令和3年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありましたが、議案第79号から議案第82号まで並びに議案第85号の補正予算案5件の審査につきましても所管の予算決算委員会に付託することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号から議案第82号まで並びに議案第85号の補正予算案5件の審査につきましても、所管の予算決算委員会に付託することに決定いたしました。よって、ここでの質疑は省略いたします。

日程第29、議案第83号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第29、議案第83号、「物品売買契約の締結について（スクールバス購入事業）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(高橋 典子 教育長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。高橋教育長。

○(高橋 典子 教育長)

議案第83号について説明いたします。

「スクールバス購入事業に係る物品売買契約を締結することについて」、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、スクールバス購入事業、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約金額、764万3,900円、4、契約の相手方、上島町岩城3057番地、西村自動車代表者、西村哲彦氏でございます。

提案理由といたしましては、スクールバス購入事業について、物品売買契約に付するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、教育課長から説明いたします。

○(梨木 善彦 教育課長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい。梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

それでは、内容を説明いたします。参考資料の1ページをお願いいたします。

今回の事業内容は、岩城橋開通に伴う路線バスの再編に伴い、弓削中学校通学に係るスク

ールバスを整備する必要が生じたため、新たに29人乗りのスクールバス1台を購入するものです。

バスは、日野自動車製で29人乗りロングボディー車両となっております。装備については、標準装備です。2ページ目に入札執行表、3ページ、4ページに契約書の案を添付しておりますので、御参考にしてください。

以上、簡単ですが、物品売買契約の締結について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第29、議案第83号、「物品売買契約の締結について(スクールバス購入事業)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、全員です。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第84号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第30、議案第84号、「上島町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長)

議案第84号、「上島町過疎地域持続的発展計画の策定について」説明いたします。

提案理由といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、本町の過疎地域持続的発展計画を策定する必要がある生じたので、同法第8条の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

計画の内容につきましては、黒瀬企画情報課長から説明いたします。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長)(挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい。黒瀬企画情報課長。

○(黒瀬 智貴 企画情報課長)

はい。それでは、計画の内容を説明いたしますので、御手元の議案の後ろから2枚目、参考資料、1ページをお願いいたします。

過疎地域持続的発展計画とは、過疎地域の総合的、計画的な持続的発展を図るための総合計画、地域計画としての性格を有する計画でございます。

あらかじめ国から示されている作成例に沿って、移住定住の促進、産業の振興、生活環境

の整備、子育て環境の確保、医療の確保、教育の振興など、11項目について、分野別に、取りまとめています。

旧の過疎計画や現在の基本構想との整合性のとれたものとなることを基本に、それぞれの分野ごとの方針に基づき、町の現況と問題点を踏まえた上で、具体的な対策や事業計画を盛り込んだ計画となっており、この計画に掲載された事業は、後年度、交付税として7割の算入がある過疎対策事業債を充当することが出来ます。

また、旧計画である上島町過疎地域自立促進計画は、平成28年度から令和2年度の5ヶ年計画、今回策定する上島町過疎地域持続的発展計画は令和3年度から令和7年度の5ヶ年計画となっています。

次に、本年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について、旧法である過疎地域自立促進特別措置法からの主な変更点を説明いたします。3点ございます。

1点目は、過疎地域指定要件について、人口減少率の基準年の見直しや、財政力が低い市町村に対する人口減少率の要件緩和等がなされています。次のページをお願いいたします。

2点目は、過疎対策の目標に、移住定住、地域間交流の促進、人材育成、地域における情報化、子育て環境の確保、再生可能エネルギーの利用促進が追加され、目標が8項目から11項目となりました。

3点目は、過疎対策事業債の対象施設に旧簡易水道施設や民間のへき地診療所が追加されております。

次に、過疎対策事業債の借入れ状況ですが、平成28年度から令和2年度の間では、長江港改修事業やクリーンセンター改修事業等のハード事業、観光推進事業や定住促進事業等のソフト事業に充当してきました。

続いて、仮想策定の事務処理スケジュールについてですが、7月上旬に計画素案を愛媛県に提出の上、県の関係各課での審査と並行して、パブリックコメントの募集を実施しました。その後、県からの修正指示や各課の精査により、素案を修正原案とさせ、県へ正式な協議を行っております。

参考資料3ページ、最後のページでございますが、8月20日に愛媛県知事より、異議なしとの同意がありましたので、このたびの9月定例議会への上程となりました。

続きまして、計画本文の内容につきましては、国から示されている作成例に沿い、各項目において、現況と問題点、対策、事業計画等を精査し、修正を行っております。

また、各項目に掲載している表の中の事業は、今後、各項目の施策を実現化していくための事業であり、現時点では構想的なものも含め、将来的に過疎対策事業債を充てる可能性のある事業を網羅的に記載しております。

なお、このうち、ソフト事業につきましては、計画最終ページにて、改めて掲載しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第30、議案第84号、「上島町過疎地域持続的発展計画の策定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者、起立）

はい、全員です。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

◎ 散 会

○（前田 省二 議長）

本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「令和2年度各会計歳入歳出決算認定案16件」並びに「令和3年度補正予算案5件」については、9月22日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布いたします。

お諮りいたします。本日はこれで散会とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。ご苦労様でした。

（起立、礼）

（了）

（令和3年9月9日 午後1時29分 散会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 藤田 徹也

署名議員 林 敬生